

(3) 「まち未来課ホームページ」の更新・充実化

1) 取り組みのポイント

これまで本業務における活動成果等に関してはまち未来課のホームページ上に情報を掲載し、市民だけでなく市外、県外に対しても情報発信を行ってきた。

跡地利用に係る行政側からの情報や若手の会、NBミーティングの活動状況等の情報を提供するため、まち未来課のホームページに活動成果等の情報を更新し、情報の充実化を図る。

2) 主な情報更新内容

- ・ 本業務の内容
- ・ 今年度の取り組み経過
- ・ 若手の会の活動状況（今年度の活動概要、活動年表の更新等）
- ・ NB ミーティングの活動状況（今年度の活動概要等）
- ・ 地権者支援情報誌「ふるさと」第40～41号をバックナンバーとして掲載
- ・ まち未来だより第1～2号を掲載

3-5. 「活動の方向性と結果の評価・検証の場づくり」の概要

(1) 普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会準備会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時：平成26年8月28日（木） 17:00～18:30

会 場：宜野湾市農協会館2階 でいご・さんだんか

出席者：石原 昌家 沖縄国際大学 名誉教授
(敬称略) 上江洲 純子 沖縄国際大学 准教授
又吉 信一 宜野湾市軍用地等地主会 会長
佐喜眞 祐輝 宜野湾市軍用地等地主会 副会長
又吉 真由美 宜野湾市軍用地等地主会 事務局長
大川 正彦 普天間飛行場の跡地を考える若手の会 会長
伊佐 善一 普天間飛行場の跡地を考える若手の会 副会長
呉屋 勝広 ねたてのまちベースミーティング 会長
伊波 興博 宜野湾市基地政策部まち未来課 次長兼課長

《事務局》

仲村 等 宜野湾市基地政策部まち未来課 係長
内野 陽二郎 宜野湾市基地政策部まち未来課
安藤、丸山、石井、嶋岡、平井（昭和株式会社）

- 式次第：1. 開会
2. 取り組み方針について
3. 協議事項
（1）懇話会の運営について
（2）地権者を対象としたアンケート調査について
（3）地権者の意向集約方法について
（4）市民の組織づくりについて
4. 閉会

配布資料：「普天間飛行場跡地まちづくり懇話会」開催に向けた準備会 次第
平成26年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務 企画提案書

2) 議事要旨

【検討委員会から懇話会への変更について】

- ・検討委員会は肩書きのある人を集めた会議であり、役職の任期等の問題でなかなか継続的な議論ができないこともあったが、メンバーを固定せず色々な人を集められる懇話会は意義があると思う。

【会の主催者について】

- ・懇話会の主体が不明。昭和は委託業者なので、最初に市より説明があるべきではないか。また、懇話会の主体も市であるべきではないか。
- 昭和も市から委託しているので、懇話会の主体は市であるべきだと考えている。
- ・これまでの検討委員会から今後はまちづくり懇話会へと対応が変わるといふことの説明が必要だったということだと思う。

【懇話会の位置づけについて】

- ・単年度業務に対しての委員会なのか、それとも継続的に議論を行う有志が集まった独立した組織か。
- 平成 28 年度を一つの節目として考えている。ゆくゆくは市から離れた自主的な組織となっていくのが望ましいのではないか。
- 検討委員会では委託業務の検証や進捗状況の報告等、ある程度決まったことしかできなかったが、懇話会ではそれぞれの立場で合意形成を進めていく中で発生した問題等を議論できるような組織にしていきたい。
- 委託業務の検証等は懇話会から行政へ報告を求める形が望ましいのではないか。
- ・懇話会なので審議、承認がないということか。
- ・横のつながりの意見交換と何か課題が出た際の議論の場となるのではないか。
- ・将来的には独立した組織となることが理想である。まちづくり協議会のような組織の設立ができれば良いと思う。
- 組織の位置づけについては、第 1 回懇話会の開催に向けて整理を行う。

【懇話会での検討事項、会議の進め方について】

- ・名称は懇話会だが、何らかのテーマがあって検討を行うという流れではないのか。
- ・懇話会の検討事項は市とコンサルが調整して決めるのか。
- そのような場合もあるが、メンバーからの要請を受けた内容を議題とすることもあると思う。
- ・意見は出すが、議論のポイント、議題等は昭和主導で進めてもらいたい。
- 計画に対する地権者の意思決定の方法等、具体的なテーマについては提示させてもらう。また、第 1 回目の懇話会開催にあたっては 2 週間程度前までに議題の提示と関係資料を提示させていただく。
- ・議題の提案権等も設ける必要があるのではないか。
- ・毎回専門家を呼ぶのは大変だと思う。

- ・毎回専門家を招くのは大変なので、まちづくりの参考となる論文等、手がかりとなるものを提示してもらいたい。
 - ・懇話会の検討テーマは第1回懇話会の際にみんなで議論し、年間計画を立てるということも良いのではないかと。
- 第1回に向けては事務局で検討テーマの整理を行う。また関連資料については事前配布を行う。

【懇話会のメンバーについて】

- ・懇話会のメンバーは今日集まっている12名だけか。また役職のついている人のみがメンバーとなるのか。
- 人数はもっと増えると思う。検討委員会ではあて職の人もメンバーとして入っていたので、検討委員会ではもっと違ったメンバーとしていきたい。議題によっては専門家を招いて意見を聞く等もしていきたい。
- ・特定のメンバーもしくは特定の組織から何名等、ある程度枠を設ける必要がある。そうしなければ会そのものがわからなくなってしまう。
 - ・市としては必要に応じて区画整理課や都市計画課等の関連する課にも参加してもらおう。
 - ・総合計画や都市マス等、市全体に関わる計画を検討する際には商工会等、市の各種団体はどのようにしているのか。
- 最初から商工会等の団体に入ってもらっても良いと思うが、必要に応じて徐々にメンバーを増やしていけば良いのではないかと。
- ・これまでの検討委員会のメンバーは全員入れておいてほしい。
- 検討委員会のメンバーのうち、自治会長と婦人会長は1~2年任期であるため、議論に入れなかった経緯がある。
- 肩書きでメンバーに入れるのではなく、ある程度の有識者をメンバーとしてほしい。ある程度の枠も決めるべきである。

【懇話会の開催頻度について】

- ・年に何回開催するのか。
- 年度の中で5~6回は必要だと考えている。
- ・最初は手探り状態での開催となると思うが、年度末までに5~6回開催する場合、月に1回程度開催しなくてはならない。
 - ・月に1回開催するのであれば、若手の会やNBのように日にちを固定すべきではないか。
- 懇話会の開催スケジュールについては、第1回懇話会までに整理を行う。

【昨年度の取り組みについて】

- ・平成25年度は中間とりまとめの周知に力を入れて取り組んできており、漫画本の作成や紙芝居の作成、実演、普天間お笑い劇場の開催等を行ってきた。
- ・若手の会では地元との意見交換、NBではまち歩きや「がちゆん」と連携して検討を進めてきている。

(2) 第1回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時：平成26年10月28日(火) 17:30~19:30

会 場：宜野湾市農協会館2階 でいご・さんだんか

出席者：石原 昌家 沖縄国際大学 名誉教授
(敬称略) 上江洲 純子 沖縄国際大学 准教授
又吉 信一 宜野湾市軍用地等地主会 会長
佐喜眞 祐輝 宜野湾市軍用地等地主会 副会長
又吉 真由美 宜野湾市軍用地等地主会 事務局長
大川 正彦 普天間飛行場の跡地を考える若手の会 会長
佐喜眞 淳 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
富川 盛光 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
宮城 武 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
呉屋 勝広 ねたてのまちベースミーティング 会長
伊波 興博 宜野湾市基地政策部まち未来課 次長兼課長
《事務局》
仲村 等 宜野湾市基地政策部まち未来課 係長
内野 陽二郎 宜野湾市基地政策部まち未来課
安藤、丸山、石井、嶋岡、平井(昭和株式会社)

式次第：1. 開会
2. これまでの経緯について
3. 円滑な事業化の推進に向けた今後の展開と「懇話会」(案)について
4. 「懇話会」における検討課題(案)について
5. その他
6. 閉会

配布資料：第1回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 次第
第1回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 出席者名簿
資料①：円滑な事業化の推進に向けた今後の展開と「懇話会」(案)
資料②：「懇話会」における検討課題(案)
参考資料：特記仕様書(抜粋)
「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」開催スケジュール
普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間とりまとめ」
パンフレット
全体計画の中間とりまとめ
平成25年度 関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務 報告書
普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務 報告書(概要版)

2) 議事要旨

- 事務局 これより第1回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会を始めさせていただきます。昨年度は委員会がなかったため、本日の懇話会開催に至ったこれまでの経緯について、宜野湾市の仲村係長よりご説明していただく。
- 事務局 皆さんこんにちは。本業務は平成13年より開始されている。これまでは年に3回検討委員会を開催し、業務の進捗状況の報告や「若手の会」、「NB ミーティング」の方向性等の検討を行っていた。平成24年には「全体計画の中間取りまとめ」が策定されたため、計画づくりと併せて合意形成活動の推進も重要となっている。
- これまでは、10月くらいから業務がスタートし、3月までの約半年で検討委員会を3回開催していたので、肝心の議論をしっかりと行うことができなかったこともあったと思っている。
- 昨年度の取り組みに関しては、追加で配らせていただいた資料を確認していただきたい。具体的な取り組み例としては「お笑い普天間劇場」の開催や漫画本の作成等を行っており、広報活動に力を入れて取り組んでいる。
- 今後については、県と市の工程計画では平成28年度までに跡地利用計画（素案）の策定を行う予定となっている。計画づくりの方の状況を踏まえると合意形成も重要となってくるので、今年は色々な方の意見を聞きながら懇話会形式で検討を進めていきたいと考えている。懇話会では地権者、「若手の会」、「NB ミーティング」、そして市民の合意形成をするためにはどのような形が望ましいか等について色々な意見が聞ければと考えている。皆さんのざっくばらんな意見を伺いながら今後の合意形成活動を進めていきたいと考えている。よろしく申し上げます。
- 事務局 それでは3.円滑な事業化の推進に向けた今後の展開と「懇話会」（案）について、に入らせていただく。
- 本日のメンバーについては、懇話会開催に向けた準備会のメンバーに加えて、「若手の会」から宮城武氏、富川氏、佐喜眞氏に参加していただいております。「若手の会」からは大川会長を含めた4名に参加していただいております。次世代の跡地利用を担う上で、将来重要な役割を果たしていただくという意味では、少しでも多くの「若手の会」メンバーにこのような環境の中で色々議論していただく必要があるということで、今回は4名の方に参加していただいております。「NB ミーティング」については、本日は会長1名の参加となっているが、現状では参加枠としては2名を考えている。懇話会メンバー等については資料①で整理している。
- 前回の準備会の際にもご指摘いただいていたが、本来であれば要綱等がスタートの段階であるべきだとは思うが、今回要綱等はあえて用意していない。その理由も併せて説明させていただきたい。

伊波興博 これだけ広大な跡地なので、懇話会の中で整合を図っていく必要はあると思うので、最終的には県や国の方々のご意見も聞きながら進めていければと良いと考えている。普天間飛行場の跡地利用に対する地権者、市民・県民の合意形成をしていく中で、全体で考えていくことは重要である。最初はこのような形で進めていきながら、最終的には県や国の方にも来ていただいて進めていくということはやっていただきたいと考えている。

事務局 例えば次回くらいから県の方にも参加してもらおうような手筈をとっていった方がよろしいか。

伊波興博 時期的なものに関しては、まだ早いと思う。まず私達が懇話会で何をやっていくかをしっかり話し合い、県や国に意見をいただきたい部分を明確にする必要がある。また、どなたに来ていただくかという点も検討が必要となる。そのため、すぐに来ていただくのではなく、意見をもらいたい点を明確にした上で人選をした方が良いと思っている。次回からというのは厳しい。

上江洲純子 検討委員会と勝手に違うのでどのように始めて良いのかわからないが、ざっくりばらんに誰かの了解をとらずに話始めて良いということであれば、皆さんどんどん話始めても良いと思う。しかし、時間も限られているのでタイムキーパーは必要だと思う。

事務局 タイムキーパーの役割は、今日は事務局の方でやらせていただく。

上江洲純子 先ほど、県の方の参加に関する話があったが、まず懇話会についてはまだ組織としては宙ぶらりんであると思う。本年度はスタートなので、「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務」で立ち上げた組織である、というように位置づけがはっきりしないと県の方も参加しづらいのではないかと。いずれ「若手の会」や「NB ミーティング」のように認知度が上がっていくかもしれないが、組織としての位置づけがわからない中では、正式に会員になるというのは難しいのではないかと感じた。

また、メンバーに関しては懇話会なので会員という呼び名になると思うが、研究会等では法人会員というものもある。そのため、「若手の会」や「NB ミーティング」は組織自体が会員となれば、特定の個人を会員としなくても済む。石原先生や私のような個人として参加しなくてはいけない人は各個人を会員とする必要がある。地主会にしてもこれまで以上に参加者の枠を増やすのであれば地主会を団体会員とした方が良いと思う。その際には当然、組織としての了解はもらわないといけなくなる。懇話会の会員については団体会員という制度を持たせるのかについても検討すべきだと思う。

また、我々が正会員だとすると会員を増やしていく際は、最初は特別会員やゲストといった形で参加していただき、会員への道を用意するという方法が良いのではないか。研究会等でも専門家を呼ぶ際は、大体ゲストとして呼び出して話を聞き、興味を持ってもらった場合に会員になるような仕組みとなっている。最初から正会員になってもらうよりもハードルを下げた方が良いのではないかと感じた。ゲストとして呼び出す方が来やすいと思う。また、正会員になるのはハードルが高いという方がいた場合は、特別会員という制度を設けたり、人材バンクのように登録制にして何かあった時にお呼びするというような仕組みもある。私も女性の教員ということで宜野湾市や沖縄県に登録されている。本人の了承は当然必要となるが、人材バンクのような仕組みをつくる方法もある。ゆるやかな参加枠を設けるといってお話があったのでそこまでガチガチに会員を決めなくても始められると思う。

宮 城 武 今回「若手の会」からは4名が参加しているので、懇話会の会員の比率を考えると多いと思う。今回の4名については、先日の「若手の会」の定例会でこのような会議を立ち上げるということで、参加希望者を募ったところ私と富川さん、佐喜眞さんが希望したのですぐに決まった経緯がある。上江洲先生がおっしゃったように「若手の会」を会員とし、「若手の会」の会員の中から参加希望者を募って懇話会に参加するという方式が良いのではないかと考えた。

事 務 局 この件に関しては、「若手の会」、「NB ミーティング」の両組織に打診して決めたい。また、人材バンクに関しては市の方も関わってやっていると思うので、どのような人がいるのか確認しながらやっていければと考えている。

大 川 正 彦 若手の会からの参加者については、今回懇話会開催のお話があり、参加者を募ったところこの3名が希望したので、今回は私を含む4名で参加している。今後の懇話会を通して会員全員が参加していくという流れを考えている。先ほどお話のあった県や国の方に関しては、参加してくれるのはうれしいが、参加してもらっても何を答えたら良いかわからない状況では困る。私的には要望等もあるので、できれば参加してもらいたいと考えている。

佐 喜 眞 祐 輝 関連してこの懇話会の組織自体の位置づけについてだが、県や市にも別の委員会がある。最終的に事業を行うのは県や市であると思う。懇話会の位置づけをはっきりさせておかなければならない。県や市に提言することを目的とした会なのか。事業化に向けて結論付けた議論でないとおかしくなる。県や市には別の委員会もあるので懇話会の位置づけが明確になってないといけない。

石 原 昌 家 今、提言というお話が出たが、この懇話会の中でどこまでの議論をしたら良いのか。実現性の無い話までしても無駄になってしまう。市やコンサルの方である程度の目安を決めてもらえないと何をどう話して良いかわからない。

- 事務局 懇話会の位置づけとして提言という話が出た。どこへ提言するのかということもあるが、懇話会では例えば若手の会が活動していく上で抱えている色々な問題（手法や地主会での位置づけの問題等）を議論し、解決策を導き出すというような役割も考えている。県や国への要望としての提言だけではなく、懇話会の中で議論していただくことによってそれぞれの立場の問題・課題に対する解決策を導き出せるのではないか。
- 佐喜眞祐輝 私が提言という話をしたのは、懇話会では決定権がない組織であるので位置づけを明確にしておいた方が良いと思ったからである。
- 上江洲純子 今提示されている検討課題だけを見て考えると、今年度の中で懇話会を立ち上げ、懇話会ではそれぞれの参加している組織体が自分達の活動を円滑進めていくために必要なことをみんなで話し合い、より良い解決策を見つけ出すということだけで終わっている気がする。資料①では、目標として事業化段階に向けて組織を立ち上げていく方向に矢印が入れられているので大きな組織として見えているのだと思う。しかし実際は、今年度に関してはこれまでの検討委員会中で、時間切れで議論できなかった事項に関して懇話会という形式の中でざっくりと議論していこうということだと理解している。資料①では、懇話会は事業化に向けた検討を行う組織として立ち上げを目指すとのあるので、本当にそこまでを目指すのであればしっかり位置づけを行わなければならない。しかし、今年度できそうなことを考えると、それぞれの組織が抱える問題・課題に対する解決策を検討するくらいになると思う。
- 懇話会方式では、自分達が話し合ったことが議事録としてまとめられ、それをそれぞれの組織が持ち帰り、実現していくことが懇話会の目的となるのではないか。
- 県の方等に懇話会に入ってもらうためには何をやる組織なのか、どこにどのような位置づけのある組織なのかを考えなければならない。今年度ではそこまでの位置づけまで持っていけないのではないか。
- 大川正彦 懇話会の目的が事業推進に向けた検討等となっているが、時期尚早だと思う。地権者との意向醸成ができていないのに事業推進に向けた検討というのはありえないと思う。意向醸成を進めていってから、将来的に事業推進に向けた検討に移っていければ良いと思う。
- 富川盛光 私は若手の会に入ってから3年になるが、常にフラストレーションを感じていることがある。それは一体どこまで話して良いのか、どのようなことを考えているのか等、見えない部分が沢山あるということである。先ほど佐喜眞氏よりお話があったが、市にも県にも委員会があり、例えば市の委員会であれば年に何回くらい会議があり、どのくらいの仕事をしているのか等、全然見えない中で若手の会の活動を行っている。非常に実態が見えない中で組織があちこちにある

ような状況である。それらをどこがまとめていくのか。まとめるところもないような状況の中でそれぞれが検討を行っているというのが現状だと思う。県土という大きな視点の中でのまちづくりとして普天間飛行場がある。その視点を徐々に小さくしていきながら、どのようなまちづくりがなされるのかという検討がされないまま市は市、県は県で検討している。整合が図られないまま検討が進んでいるので、それぞれの意見やアイデアをまとめる組織があっても良いと思う。また、そのような組織にぶらさがる下部組織みたいなところが意見を言い合い、意見を集約できるような仕組みがあれば非常にやりやすいと思う。今回は懇話会が立ち上がるということで出席させてもらったが、若手の会と同じでどこまでの議論を行うのかが不明確であると思う。

石原昌家 私が話したのも同じことである。ある程度市やコンサルの方である程度の目安を出してもらわないと空回りするような気がする。

事務局 先程、上江洲先生の方で懇話会の枠組みについてまとめていただいた部分や、石原先生からご指摘のあった懇話会でどこまで議論をするのかという部分を次回に向けて整理していきたいと思う。また、富川氏から意見のあった色々な委員会の関連と自分達の意見がどう波及できるのかという部分についても整理させていただく。

石原昌家 全体の中のどの位置にあるのかという部分を明確にしてほしい。

事務局 事務局として整理する中で、位置づけ等については引き続き議論していただけるような材料を提供させていただきたい。

どこまでの議論を行うのかという部分にも関連すると思うが、今回は懇話会における検討課題（案）についての検討も予定しており、資料②をご覧ください。こちらは前回の準備会の際に、テーマについては事務局として考えているものを提示してもらいたいというご意見をいただいていたので、事務局の方でテーマを整理している。今日は事務局の方で考えた検討テーマの案をお持ちしているが、資料②で挙げている検討テーマ全てが今年度の議論で方向性まで決められるとは思っていない。ここ1～2年の中で議論していく必要のある事項を提示している。現在挙げているテーマ以外のものについても今日、ご意見をいただければ次回以降の議題として取り上げていけるよう整理していきたい。

…資料②の説明…

又吉信一 今まで色々な委員会があり、それぞれそれだけの功績もあるのでそれは評価すべきだと思っている。懇話会については、何のためにやるのか、どのようなことをやるのかがはっきりわからなかったが、今の事務局からの説明を受けて理解することができた。

地権者合意については、成果が出ているのはアンケート調査である。私が一番期待しているのは若手の会のメンバーが近い将来、地主会のリーダーになって

もらうことである。今からそういったことについての議論をしていかなければならないと思う。地主会には普天間の対策委員会もあるが、正直、形だけの組織となっており、地権者の意向調整等の活動は行っていない。そのため、できれば対策委員会のメンバーにも何名か懇話会に入ってもらいたいと考えている。懇話会での議論を踏まえた上で我々は地域支部に入って情報発信を行っていききたい。また啓蒙活動もしていかなければ、アンケート調査の結果も全然出てこない。これまでに行ってきたアンケート調査は 30%程度の回収率となっている。例えば国営公園について聞いた際に 80%の人が賛成であった場合、地権者の意見としては賛成であったと評価するが、アンケート調査を回収できなかった残りの 70%の人の意見は聞けない。

地権者や市民の合意形成を行っていくためには、色々なメンバーが入ることは良いと思う。若手の会は地権者向けに情報発信を行うとともに、情報共有や啓蒙活動を行ってもらいたい。そうしなければアンケート調査で選択する余地がなくなってしまう。

今提示されている検討テーマは多いと思うので、平成 26 年度はもう少しテーマを絞って徹底的に議論した方が良いと思う。地権者の生の声を反映させないと成果は出てこないと思う。これまでに行ってきたことは決して無駄ではなく、積み重ねによる成果も出てきている。まだ時間もあるのでぜひ次の世代に引き継いでいくことが重要だと思う。若手の会はどんどん若手のメンバーを入れていってもらいたい。地権者もそうだが、市民に対しても情報発信していかなければ毎年同じテーマを繰り返し議論することになるのではないかと。沢山のテーマを検討するのではなく、ある程度絞ったテーマに対して徹底的に議論を行い、若手の会、NB ミーティング、地主会等それぞれで共有していかなければならないと思う。

石原昌家 これまで住民が奮闘して模索しながらまちづくりを進めてきた地域としては泡瀬地区があると思う。泡瀬地区では戦後 3 年目の 1948 年に復興期成会が出きている。日本に軍用地が返還されるということで復興期成会ができ、陳情活動等を行っていった。軍用地料等はあるので、それらをもとにしながら壮大な計画をどんどん立てていき、当時の米軍や復帰後は琉球政府に働きかけながら進められた。そのような中で、戦前からの様々な伝統文化も継承されている。もともとは泡瀬村であったが、新しい泡瀬村と呼べるようなまちをつくり上げていった課程は普天間飛行場の跡地利用においても何かヒントになることがあるのではないかと。今日その記念誌を読んでいたが、コンサルとして泡瀬の期成会のまちづくりに関する聴き取り等は行ったことはあるのか。

事務局 我々の方では行ったことがないので、今後試みたい。まずは文献の確認を行いたいと思う。

石原昌家 沖縄の人達が自らの意思でやっていったものであると、何か学ぶものがあるのではないかと。と思う。

事務局 今の点については整理をさせていただく。

11月に先進地視察ということで関東の方に行くが、そこでは共同利用に関し、どのような組織をつくり、どのような問題があり、どのように対応していったか等の把握を主な視察の目的と考えていた。しかし、それは県外の事例であり、規模も地権者数も普天間飛行場とは大きく異なっている。481haを有する普天間飛行場では地権者数も3,000人を超えており、既存の手法では立ち行かないと思うので国等に新しい制度を要求することも出てくると思う。それは地権者の合意形成という部分から、このような限界があるため、このような仕組みを考えられないかという提案も今後していく可能性がある。泡瀬の期成会でも既存の手法を活用したのではなく、色々な問題がある中で新しい仕組みも要求しながら乗り越えていったのではないかと考えている。

石原昌家 沖縄県の中でやったという部分で学ぶものがあると考えている。まずコンサルの方で調べていただきたいと思う。

事務局 早速取り組みたいと思う。

上江洲純子 今挙げられている検討課題は5回の懇話会の中で全て議論を行うのは難しいのではないかと感じている。今、石原先生から提案のあった事項については懇話会の中の勉強会としてやらないといけないものだと思う。検討課題の6番目に挙げられている合意形成の話はまだ先の話であり、共同利用に対してどのような手法があるのかといったことに対してはまだ勉強する段階だと思う。5回の懇話会の中で1回を共同利用等に関する勉強会とすると残りは4回になってしまう。

1～5の検討課題については、先程からご指摘があるように何をやる懇話会なのかという点を明確にするためにも懇話会としての結論がないといけないと思う。1つ目の検討課題である地権者の意向集約方法に関しては、懇話会での議論の結果を提言という形にするのであれば誰向けの提言になるのかが明確になっていなければならない。地主会向けなのか、市あるいは県向けなのか。

2つ目の検討課題については地主会における若手の会の位置づけなので、地主会と若手の会に向けての提言となると思う。

3つ目の検討課題については、混同していると思う。NBミーティングについては懇話会の中にNBミーティングのメンバーがいるので、今後の方向性について懇話会としての結論を示すことができる。NBミーティング以外の市民向けの対応については実施主体が市なのか、コンサルなのかで提言先が変わると思う。

4～5の検討課題に関しては、市に対しての提言になるのかと思う。

何について話すのかを明確にし、その結果がどこに反映されるのかという懇話会としての目標がはっきりしていなければならないと思う。また、それぞれの検討課題に対しては懇話会としての意見が出せれば、今後も振り返ることができる。とともに検討の経過も明確にすることができる。

今回このテーマ全て議論することはできないと思うので、テーマを絞ったり、優先順位を決めないといけない。また勉強会をするのであれば、自分達で知識をつける時間等も必要となってくるので、組み立てをもう少し考える必要がある。

事務局 今の点についても整理をさせていただく。

上江洲純子 懇話会方式ではファシリテーターのような役割の人を置いた方が良いと感じた。また、懇話会方式でざっくばらんな議論としている中、事務局の位置も気になる。まだ慣れていないということもあるが、どのように活性化させたら良いか。

事務局 位置づけの話もあるが、懇話会の具体的な進め方についての問題も踏まえた中で整理していきたい。

地権者の意向集約についてはその前提として共同利用は重要な要素となるので共同利用についてはなるべく早い時期に勉強会を開催させていただきたい。そして、共同利用を行うとした場合、地権者の意向集約にあたってどう取り組まなければならないのかという話につなげていきたいと思う。石原先生からお話のあった泡瀬の復興期成会におけるまちづくりについては情報収集に少し時間がかかると思うので、情報収集ができ次第報告させていただく。

本日は NB ミーティングの呉屋会長にも出席いただいている。昨年度から NB ミーティングとがちゆんが連携した取り組みが行われているが、ほとんどの方はその内容をご存じないと思うので状況報告をお願いしたい。

呉屋勝広 NB ミーティングとしては、一般の市民の皆さんに将来の普天間飛行場の跡地利用に関心を持ってもらうための活動を行っている。しかし、普通に跡地利用を考えていこうと言ってもなかなか関心が高まらない。そこで、大山では普天間飛行場があるが故に水が保たれているので、それを残していくためにはどのようなまちづくりが必要かという視点で、大山のターム畑が置かれている状況をまず視察し、ターム畑の散策やタームの試食を行うタームカフェを行った。NB ミーティングとしてはなんとか市民の皆さんに跡地利用に考えてもらえるようにすることと、私たちも後輩を作らないといけないので世代交流も兼ねながら取り組んでいる状況である。

現在は琉大のサークルから発足したがちゆんのメンバーにも来てもらい、若い人の意見も聞きながら今後の取り組みの検討を行っている。

事務局 NB ミーティングでは昨年度ご説明のあったような取り組みがされたということと、今年度についてもがちゆんと連携して活動されていくということであった。また、NB ミーティングの取り組みについては我々も支援させていただこうと考えている。

事務局としても懇話会を開催するにあたっては漠然としていた部分があったが、今日いただいたご意見等によって少し整理されてきたと感じている。懇話

会の位置づけや組織のつくり方、議論の内容については事務局で整理を行い次回報告させていただきたい。

本日は若手の会から佐喜眞氏にも参加していただいているので、若手の会の活動のことについてや、今後の方向性等について何かご意見を申し上げます。

佐喜眞 淳 皆さんはじめまして。現在、若手の会に参加させていただき、勉強させていただいている。今回新しい集まりをつくるということで、どのように話が進んでいくのかということを知りたかったこともあり、懇話会に参加させていただいた。普天間飛行場が返還されるのはいつになるのかわからないが、返還後スムーズに住みやすいまちができることを強く望んでいるので、ぜひ皆さんの知恵をお借りしたいと思っている。意見交換や情報交換ができる場所があれば、なるべく足を運びたいと思っているのでよろしく申し上げます。

又吉 信一 石原先生よりお話があった泡瀬の復興期成会についてだが、成功している事例には必ず優秀なリーダーが2~3名いるはずであるので、そういった方をゲストとして呼んでいただきたい。県内では成功した例もあれば失敗した例もあるので、良い所悪い所を見た上で検討を進めていきたい。

石原 昌家 私もリーダーを呼んで勉強会を行ってほしいと思っていた。

事務局 承知した。本日懇話会に参加していただいた若手の会の方々及びその他の方は跡地利用のリーダーとなっていたただかないと困る方々なので、お話を聞く機会を作って勉強会を行いたいと思う。

又吉 真由美 NB ミーティングの活動について伺いたいのだが、資料を見るまでNB ミーティングのメンバーの中がちゆんも入っているものだと思っていた。具体的がちゆんはどのようなことを行っているのか。

呉屋 勝広 NB ミーティングの中で出た意見に対し、がちゆんの意見も出し合い議論を行っているような状況である。NB ミーティングのメンバー10名程度とがちゆんのメンバー4~5名で意見交換を行っている。

又吉 真由美 出された意見については取りまとめを行っているのか。発信を行っているのか。

呉屋 勝広 ある程度意見の取りまとめを行ってもらっている。

事務局 若手の会では私たちの考え方ということでまとめているが、あれに近い形で何らかの冊子としてまとめていくという方法を考えている。また、とっかかりとして昨年度がちゆんのメンバーが入り、ターム畑の視察を行っている。今年度についてもがちゆんは学生を中心とした若い世代のネットワークを持っているので、1つのきっかけとしてそこで色々な議論をしながら、広く若い世代にも普天間飛行場の跡地の状況を伝えながら将来を考えてもらうことを考えて

いる。また、先々に向けては極力宜野湾市出身者もしくは関連者（親が宜野湾市出身等）を集めてもらうよう話をしている。そうしなければ、いくら議論がなされても市民の意見とはならなくなってきてしまい、NB ミーティングの考え方を冊子にまとめた際に、市民ではない方が多すぎた場合市民の意見ではなくなってしまう。そういった部分ではがちゆんの方にも認識を改めてもらっている。県市共同調査の県民という括りであれば良いがこちらの業務ではあくまでも市民を対象にしたものを考えているので、そういった方向に誘導することで宜野湾市関連の若い人たちがNB ミーティングに参加できるようなルールを働ければ良いと考えている。

事務局 その他どなたか質問等はないか。

上江洲純子 琉大生についての話が出たが、跡地利用に関しては沖縄国際大学でも関心のある学生はいるが、一過性のものが多い。実はお笑い米軍基地を開催する時も宣伝が行われたのは春休みに入ってからであった。そのため、学生向けのイベントを行う際は事前に連絡をいただきたい。大学に対して周知を行ってもポスターを張る程度なので直接働きかけてもらえるとありがたい。今回も学生サミット2014というものも書かれている。ずっと協力したいとは思っているが、なかなかタイミングが合わないことが多いので、直接早めに声をかけていただければと思う。

現状でも5名程度の学生が跡地利用に関して聞きに来ている。こういったことはよくあり、自分達で勉強したいということで関心は持ってくれているがその次につながらない。必ず若手の会や市のホームページ等の情報媒体は教えている。例えばイベントに参加してそこから次につながっていくということにならないかいつも思っているがなかなか難しい。

石原昌家 今のお話に関連して、私の場合は総合事務局の方が何年間も来ていた。コンサルの方でも市の方でも良いが直接教員に当たり、ゼミとの接触を持つような密な関係をつくらないと深みのある話にはなっていないと思う。

大川正彦 若手の会としても学生等と交流できればと思っている。

事務局 ずっと懸案事項である市民への広がりの部分については今回のご意見を参考にさせていただく。なかなか市民の関心を喚起するような仕組みづくりが十分ではなかった部分もあるので、そういった意味ではがちゆんのメンバーの若い視点は十分に活かせるのではないかと考えている。

懇話会の位置づけや検討課題等については今日いただいたご意見を踏まえ、さらに整理していきたい。懇話会の開催日程については第4火曜日に固定させていただいているので、次回は11月25日となる。2回目以降の検討事項についてはもう一度整理した上で次回お示ししたいと思う。

それでは第1回懇話会を終了させていただく。大変長い時間ありがとうございました。

(3) 第2回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時：平成26年11月25日(火) 17:30~19:30

会 場：宜野湾市農協会館2階 でいご・さんだんか

出席者：石原 昌家 沖縄国際大学 名誉教授
(敬称略) 又吉 信一 宜野湾市軍用地等地主会 会長
佐喜眞 祐輝 宜野湾市軍用地等地主会 副会長
又吉 真由美 宜野湾市軍用地等地主会 事務局長
呉屋 力 普天間飛行場の跡地を考える若手の会 副会長
宮城 武 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
呉屋 勝広 ねたてのまちベースミーティング 会長
伊波 興博 宜野湾市基地政策部まち未来課 次長兼課長

《事務局》

仲村 等 宜野湾市基地政策部まち未来課 係長
内野 陽二郎 宜野湾市基地政策部まち未来課
安藤、丸山、石井、嶋岡、平井(昭和株式会社)

式次第：1. 開会
2. 合意形成活動推進上の検討課題と今後の取り組み内容(案)について
3. 懇話会の位置づけについて
4. その他
5. 閉会

配布資料：第2回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 次第

資料①：合意形成活動推進上の検討課題と今後の取り組み内容(案)について

資料②：「第1回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」における主な意見概要と対応方針(案)

資料③：「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」の設置について

参考資料①：第1回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 議事要旨

2) 議事要旨

事務局 それではこれより第2回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会を開催させていただきます。10月28日に第1回懇話会を開催させていただき、懇話会の位置づけ等について議論していただいたが、議論が途中のものもあったので今回引き続き懇話会の位置づけ等に関する事務局の考え方についてご議論いただきたい。また、位置づけ等の考え方にもとづく会則(案)も本日お持ちしている。旧来の検討委員会から懇話会への移行ということで、資料①に今までの状況変化と状況変化の中でそれぞれの活動において検討課題として挙がるものを整理している。

事務局 …資料①の説明…

呉屋力 課題はこれで良いと思うが対応に関しては、例えば地主会が具体的にどのような対応をとるかによって若手の会の活動にも影響が出てくるだろうし、NBミーティングと若手の会の連携という部分では、どのような対応をとるかによってお互いの活動が少し変わってくると思う。「若手の会」では地権者側の組織として、まずは一般地権者の意識や知識の向上を目指して地域まわりを行っている。

市の課題のところに「地主会加入者だけでなく全地権者を対象に跡地利用に対する関心を醸成するとともに、意向把握方法を確認する必要がある」と記載があるがこれは地主会未加入者も当てはまるのではないか。地主会でこのような課題を挙げて意思決定機関として確立するのであれば、一般地権者はおおよそが認識していれば良いという風になるのではないか。

また、会則について、協議事項の(3)では、「共同利用を前提としたまちづくり手法の研究に関すること」とあるが、会員の任期が3年であるならばこの内容は今年度限りの協議事項になってしまうのではないか。また、懇話会で共同利用についての議論をする場合、地権者側の組織は良いが、NBミーティング等の市民側の組織が共同利用にどう関わってくるのかが見えない。中間取りまとめを見ると対外的に情報発信を行うという部分で企業誘致等に市民側の組織が活躍するのか。その辺りが見えない。

事務局 今の1つ目のご意見については、現状では地主会加入者と非加入者の地権者がいる。当然地主会としては、地主会加入者のフォローになる。地主会非加入者についてはこれからデータを再整理しなければならないが、これから計画をまとめていく段階なので、確実に情報を流していく必要がある。しかし、事業化ということになれば、地主会加入者も非加入者も同じ地権者として意見が言えたり賛否を示せたりできる組織を作っていかなければならない。当面のところでは、全地権者に情報が伝わるよう地主会と市それぞれで情報発信していかなければならないと思う。

2つ目のご意見については、ご指摘を受けた通りだと感じている。確かに共同利用に関する研究は今年度やるべき事項であり、今後はさらに踏み込んで共同

利用を実現するための具体的な方法等を検討することになると思う。皆さんで技術的な部分も共有して頂くことで活動上の問題もより明らかになってくると思う。また、この懇話会で共同利用の話となると、NB ミーティング等の市民にとってはご指摘のあったようなことはあると思う。また、今後出てくると思うが、周辺市街地との一体的な整備という内容が中間取りまとめの中にも出てきている。そのため、跡地の中の話、外の話と分けて考えるのではなく、中と外が一体となったまちづくりも考えられているようなので、NB ミーティングの方や市民の方にもまちづくりの中で直接関わってくるため、一緒に学習をしながら問題の整理をしていきたいと考えている。

- 宮 城 武 ちなみに地主会未加入者は何人くらいいるのか。
- 事 務 局 300～500 名程度だと思う。以前、市の方のデータを確認したが、なかなか分かりにくく、完結していない状況にある。
- 石 原 昌 家 再確認したいのだが、地権者全体は何名中何名が非加入者なのか。
- 又 吉 真 由 美 現在、3,300 名程度になっている。
- 石 原 昌 家 3,300 名中 300 名くらいが非加入者ということか。この地主会非加入者は県外に住んでいる人か。投機の対象にしている人もいるのか。
- 事 務 局 そういった方も一部いる。沖縄に住んでいて他県に移ったのであれば、もともと地主会には加入していると思うので、例えばお嫁に行く等して内地で生活しているが、相続で土地を譲り受けた人等ではないか。
- 又 吉 信 一 いわゆる一坪反戦地主もいる。そういった方々は不明であり、何百名という方々がその土地を所有している。そういった方々については防衛相でしか把握できない。将来的に返還となった際には対応する必要があるが、今の段階で呼びかけても把握できるかどうかかわからない。また、沖縄は移民が盛んだったが、移民者の中にも地権者がいる。実際に地権者の会というものがある。
- 宮 城 武 一坪反戦地主もいるのか。
- 又 吉 信 一 いる。公図が無いところに何百名と地権者がいる。
- 又 吉 真 由 美 基地の中では公図等が焼けてしまってどのように地籍を確定して良いかわからないということで、法に則って皆が同意して地籍を確定する集団和解という方式が取られている。しかし、普天間飛行場の一部の地域で集団和解ができていない地域がある。そのため、普通は地籍が確定していれば隣の土地との境界が公図上で分かるが、その地域だけは全て真っ白になっている。
- 石 原 昌 家 そこまでは考えられないのではないか。

- 又 吉 信 一 戦争で登記が全部焼けて、戦争後に申し出を受けてそれを確認して地籍を確定してきているので難しい問題である。おそらく周囲の方々が登記して印鑑を押せば地籍を確定させることはできなくはないと思う。
- 佐 喜 眞 祐 輝 この組織自体がこういった組織になるのかがわからない。まちづくりに対しては地主会の意見、市の意見等、色々な意見があると思う。事業の実施に向けて事業内容等に関しては、私達の立場では言えないことも出てくる。懇話会では事業化に向けての意見なのか。事業化に向けて実際に利害が絡むような議題が出た場合はどうしたら良いのか。市はどのように考えているのか。何を目的にしているのか。
- 又 吉 信 一 私達は意思決定機関ではない。キャンプ瑞慶覧の例を反省して、宜野湾市である程度地権者の考え方を聞いて計画に反映してほしい。意思決定というのは個人個人の意思表示をもとに進めていって良いと思う。
- 事 務 局 佐喜眞副会長が言われた、事業化に向けて自分達が意思決定できる立場ではないというのはその通りだと思っている。この懇話会の会員の任期は計画がまとまるまでということで、3年で切っている。計画がまとまりそのまま事業化となると確実に地権者組織が意思決定を行っていくようになると思う。この3年間の中では地権者組織による意思決定に向けて、事業化段階に確実に近づけていかなければならない。また、会そのものが継続的に活動できるような仕組みもつくっていかねばならない。そのため、事業そのものの賛否についてこの場で議論するわけではなく、意思決定を行う段階に向けて準備しておく必要があると想定されるものに対する検討等を行う場として考えている。NB ミーティングに対しても市民の目線で跡地利用を考えるとという点を大きな主眼点として活動をしているが、一方では周辺市街地整備という広く市民に関わる部分もある。そういった部分も含めてNB ミーティングがアナウンスしていけるような組織になれば良いが、そうでなければどうフォローしていくかということも検討しなければならない。このような事業化に向けての色々な仕組みづくりを考える上でそれぞれの立場で意見を頂く場として考えている。
- 佐 喜 眞 祐 輝 考えすぎかもしれないが、懇話会の方針によってはどうなのかと思う。地主は最終的には利害が絡むので、議題によっては自分が合意した責任が問われないか。
- 事 務 局 この場で地権者の方一人ひとりの利害に関わるような事項に対しての合意形成を図ることはない。
- 佐 喜 眞 祐 輝 進め方によっては議論の中で賛否を問うようなものがあつた場合どうすれば良いか。場合にはよっては地主会の立場で激励することもあると思うが、会の持ち方で懸念する点がある。

- 石原昌家 今事務局より説明があった、一人ひとりの利害に関わる部分の合意形成に関する話まではしないという部分が重要だと思う。ではどこまでの議論をするのか。そこをもう少し具体的に示して頂ければ色々話がしやすくなるのではないかと。
- 事務局 計画が策定されるこの3年間ということで捉えて頂くと、計画が作られるということは結果的には何らかの形で一人ひとりの利害への関連が出てくる。そういった部分は権利者へのアンケート調査ということで対応をするようになってくる。石原先生のおっしゃる明確な線引きというと、現時点では計画づくりの方が必要としている今の計画案に対する地権者の方々の意向が利害に関わる部分となる。それ以外には無いということになる。
- 又吉信一 例えば西普天間地区では、協定の中で問題提起を行い、国に要請して解決に向かって取り組みを行っている。これが目的ではないかと思う。利害関係については個人個人の財産のことなので意向調査をちゃんと行い合意形成をすることが必要であるが、それはそれで議論を行い、その中で問題提起を行うべきではないか。3年間という任期もあるので、そうやって進めていかないとその時になってどうするのかとなっては遅いと思う。そうしなければ今までの17年間の繰り返しになると思う。
- 石原昌家 西普天間の問題が解決していくプロセスをしっかりと押さえておく必要がある。それが全体を考える上でのモデルになると思う。
- 又吉信一 今までは目の前に返還が迫っているという危機感が全然なかった。そのような状況の中、返還が決まっている。最終的には地権者の権利なので、こちらとしては情報を提供して一つひとつ議論しながら進めていければ良いと思う。
- 石原昌家 今後問題を解決していく上でのモデルとして押さえて、それを応用するような形で進めていければ良いと思うが、そのように考えているか。
- 事務局 今日事前打ち合わせの中で、西普天間の状況について確認を行ったところである。西普天間では事業に向けての組織づくりを早急にやらなければならない状況になっているはずなので、普天間飛行場では地権者も多いため西普天間のようにならないようある程度前もって準備はしていかなければならない。西普天間の状況については次長もこの場に参加されているので、逐一状況を確認しそれをどうすれば普天間で活用できるのかを考えていきたい。事業化に向けての組織づくりに関しては最高の参考書だと思っている。
- 伊波興博 普天間に関しては最短で平成28年に跡地利用計画の素案ができる。まず素案に対して合意形成が必要となる。その合意形成をどう上手くやっていくかが今後の課題となると思う。その中で市民の立場であれば、NBミーティングが素案に対しどういった関わりをすることによって合意形成を上手くできるのか。あるいは地主会が素案のできる前にどういった関わり方することによって合意

形成が取れるのかということだと思う。これは若手の会も市も一緒である。最終的に合意形成は我々が取るものではない。作成したところが合意形成を求めていくことになる。しかし、作成したものが合意形成を上手く図れるようなものになっているか、合意形成を上手く図れるようなものにするためにどう関わっていくかが我々にとっては重要であると考えている。どの組織がどういった立場でどのように関わっていったら合意形成を上手く図れるような素案になるのかということを目指すべきではないか。そのためにはそれぞれの組織の中にどのような課題があるのか、どのような組織でなければならないのかといったことが話し合われると分かりやすいのではないかと思う。3年間で検討を行うと言うのであれば今の主旨が設置要綱の協議事項(1)、(2)に当てはまるのではないか。(3)については先ほどご意見があった通り、(1)(2)とは主旨が違っているように感じるので、必ずしも共同利用に限らず相対的に色々な手法について研究するという形で括ってしまえば良いのではないか。そしてどのようなものを素案に反映してもらえれば合意形成が上手くいくのかという方向でいけば分かりやすいと思う。

石原昌家 この懇話会での検討結果は素案にどの程度まで反映できるのか。その見通しはあるのか。

伊波興博 懇話会としての関わりはないと考えている。懇話会ではそれぞれの組織がどうやって関わっていったら良いかということ話し合う場として考えて頂きたい。懇話会で話し合ったことを素案に反映させるということではない。NBミーティングであればNBミーティングが市民の立場でこういった形で素案に関わっていけばより合意形成が図れるのかという視点で議論を行うことを考えている。何かを決めるわけではない。

佐喜真祐輝 今話を聞いて理解することができた。あくまでも政治的な決定権は市にあると思っている。いつも行っているがこの組織には決定権は無い。組織の中での意向としての方向づけまでである。組織の中のことについての決定権はある。市や県には他の組織もあるが、最終的な決定権を持っているのは行政である。

石原昌家 土地利用の素案というのはどの程度まで出来ているのか。

伊波興博 素案自体はこれから作っていくことになる。しかし、方向性等については色々な検討会の中から出てきている。最終的には素案の中でそれを絞り込まなければならない。今は色々な可能性が色々な形で提言され、色々な報告書ができており、中間取りまとめが出来ている。色々な可能性については示されていると思う。しかしそれを全て取り入れることはできないので、土地利用方法を絞っていき具体化していかなければならずその結果として素案ができると考えている。素案を市だけ、市と県だけで作った場合、どれくらい合意形成が図れるのかという話になると思う。そのため、案を作る段階でNBミーティング、若手の会、地主会の意見というものを案の中に含めて出していくことで合意形成

が上手く図れるのではないかと考えている。

NB ミーティングであれば市民の立場で検討を行っている中で、周辺市街地も重要であり普天間飛行場だけでは解決できない問題もあるということで、色々な情報ももらい、色々な勉強会を行い、検討を行った結果を踏まえて素案に意見が言えるとしたらそれはすごいことだと思う。それは若手の会でも地主会でも同じである。そういった形で出来た案に対しては合意形成はやりやすいのではないかと考えている。そのため、合意形成を推進していくためのそれぞれの組織の役割や取り組み方を明確にしていく必要がある。それを懇話会で話し合うこともできるのではないか。

石原昌家 これまで何年間か若手の会では色々な意見を出してきている。それが素案策定に向けて検討されていくということなのか。

伊波興博 そうだと思う。自分達が検討してきたものを最終的にこういった形で素案に反映させられるのかという点についてはもちろん組織の中で考えて頂くのも結構だが、懇話会の中で検討することもできると思う。

石原昌家 これまで検討された意見は活かさせる方向で考えて良いのか。

伊波興博 活かしていく方向である。それをどう活かすかということだと思う。中間取りまとめもそうだが、現状ではできるものは全て盛り込んでおこうという考え方である。しかし、素案ではそれを絞り込まないといけなくなる。今までは報告書を出せば良かったかもしれないが、これからは「これが私達の提言です」ということで市や県が素案を作ることになる。そこにどうやって伝え、活かしてもらえるかということも考えていく必要があるのではないか。
色々な考え方がある中で、素案を作る段階でそれぞれの考えを確実に検討してもらえるようにする方法がまだ無いのではないか。また、方法が無いのであればどうやっていくかということはこの懇話会の中で話し合う必要があるかもしれない。

石原昌家 若手の会では勉強会を行ったりすることで意見を出してきているので、意見が反映されないと今までの活動がもったいない。

呉屋力 資料②の図を見て頂きたい。合意形成の左に計画づくりとある。県市共同調査の有識者会議には私も参加していた。審議会の方には大川会長が参加していた。ということは計画づくりの方には若手の会の意見は反映されているということである。県市共同調査の中のワーキングチームが若手の会の活動が活発になってきたことを受けて若手の会と意見交換がしたいということから始まっている。そのため、有識者会議が立ち上がる時に若手の会も参加してほしいということで参加している。若手の会は計画づくりに対しては直接ものが言える立場がこれまでであった。ただ、若手の会の意見がそのまま地権者の意見、地主会の代表の意見みたいになっていたことについては懸念していたが、審議会につい

ては又吉会長も入っていた。最終的には中間取りまとめという形になり、最終的にはその会議の場で了承ということになった。意見を聴取しながら県市共同調査の中で素案等も出てくるので、恐らく意見の反映はされていくのだろうと考えている。しかし、NB ミーティングに関してはそこには関わっていない。市民代表としては商工会等が参加していた。

今後この会合においては言えないことは言わなくても良いと思う。若手の会と地主会の意見交換会の中でも目上の方に対して言えないことがあったりする。しかし、会を重ねていくうちに話せるようになる部分も出てくると思う。この会合は緩く続けていければ良いと思う。

10年前に若手の会が立ち上がった頃はなかなか地権者の顔が見えないという話がされていた。若手の会はメディアにも顔を出して地権者側の組織であることを周知していくうちに地権者の意識も変わり、どんどん前に出て言いたいことは言えるようになってきているような感じがする。懇話会では、例えばそれぞれの会の活動を報告し合い、お互いに意見を言っていけば良いのではないかと。前回の資料を見てみると、石原先生の方から泡瀬地区に関する提案があり、実際にまちづくりに携わった人と呼んで勉強会をやるが良いのではないかとというお話が合った。それはこれまでの検討委員会の中ではなかったことである。NB ミーティングとの合同勉強会や地主会との合同勉強会はあったが、勉強会后それぞれが持ち帰って勉強会の振り返りを行っても意見を交わす場が無かった。しかし、この場があれば全ての組織を対象に同じような勉強会を持ち、情報共有をしながら別の組織に講師を紹介したりすることもできるので、この場でそういったことを決めても良いのではないかと。

今まではそれぞれの活動が見えない部分が多かったと思う。前回の議事にはフラストレーションが溜まるとあったが、それも活動が見えないためであると思う。そのため、この場を連絡の場とすれば良いのではないかと。

事務局

若手の会では、以前から行っているが今年度も「私達の考え方」ということで、これまで若手の会で議論されてきた内容がまとまった冊子を作っている。若手の会に関してはそういったものを市を通じて県市共同調査の方に投げ、意見を伝えていくことになると思う。NB ミーティングに関しても若手の会のような考え方をまとめたものを今年度整理することになっているので、対外的に発信できると思う。これまで NB ミーティングは個々の人の思いで色々な花が咲いていたのでその花を整理してもらい、NB ミーティングの考え方ということで対外的に発信できるものに取りまとめようという流れになっている。そういったものを通じて計画の方に意見を反映してもらおうと考えている。

又吉信一

基本的な事項について再確認する必要がある。まず、跡地利用の立案は市や県であるということだと思う。地権者はこういった立場で関わるのかと言うと協働でまちづくりしなさいということだと思う。皆立場が違うので、色々な議論をして、それを持ち帰ることで地権者の合意形成もできると思う。それぞれの立場をわきまえて地権者や市民の合意形成を図っていくようにしていけば問題

	は無いと思う。
佐喜眞祐輝	行政の立場で次長の考え方を説明してもらったので懇話会の趣旨や目的は理解した。
又吉信一	行政行為ではあるが、地権者としての義務もある。協働でまちづくりをなさうということが謳われているので、地権者としても関わっていかねばならない。
佐喜眞祐輝	それぞれの立場で大いに議論してほしいということだと理解している。
伊波興博	計画づくりとの関連等も確認させてもらえるような場にしてもらいたい。若手の会は計画づくりの方の会議にも参加しているが、今度は NB ミーティングにも入ってもらう必要があるのではないかと考えたことも話合っていければ良いと思う。
呉屋力	前回の懇話会の資料を見ると、なぜこんなに位置づけの話をしているのか不思議であった。位置づけは後からついてくるものだと思う。懇話会が盛り上がりればもしかするとまちづくり協議会のような組織になる可能性もある。議論を盛り上げ、フットワークを軽くしてその時々に応じた議論をしていければ、参加者も増えて発信力も上がってくるかもしれない。合意形成の各組織を取りまとめるのは懇話会になる可能性もある。そうなるとこの図の位置も変わってくる。そのため、お互いがどのような活動をしているのかを理解する必要があると思う。
事務局	NB ミーティングについては、市民全体を対象としてスタートしているがなかなかうまくいかない状況があり、今年度がちゆんとの連携で活動される部分もかなり重たいのではないかと考えている。そのため周辺まちづくりということで各自治会と連携した活動は我々事務局の方で動いている。跡地に隣接する自治会の会長に話をし、自治会ごとに役員等も入ってもらってのまち歩きを予定している。その結果については資料にまとめることになっている。今年度は宜野湾と上大謝名の2地区で実施することになっている。今後 NB ミーティングの活動も順調に進んだ際には一体で動き出せば良いと考えている。
呉屋勝広	ありがたいことである。NB ミーティングの方でもいかに一般市民から意見をもらい取りまとめをしようかというところで、大山の田芋畑と普天間飛行場がどういう関係になっているのかという議論から始まり田芋カフェを実施した経緯がある。今度は夜の部もやってみようということで、もっと若い人を取り込んで NB ミーティングの活動をその場でアピールしようと考えている。今手伝わってもらっているがちゆんは琉球大学、沖縄国際大学、沖縄キリスト教短期大学等の大学生であり、宜野湾市内の学生と議論を交わそうということで、議論する際の下地づくりをがちゆんの方にやってもらっている。

上大謝名と宜野湾での取り組みについては、話は聞いているが、どのような取り組みをするのかということはわからないので教えてもらいたい。

事務局 取り組み状況については逐一報告を行う。まち歩きを行う際には入れるようであれば NB ミーティングにも入って頂きたい。まち歩き等の場を通して NB ミーティングの認知度も広がっていくと思う。

呉屋勝広 まち歩きについては以前から計画しており、自治会のメンバーと一緒にフェンス沿いを歩いたり文化財を見たりして、市街地と基地が隣接する地域のつなぎについて皆さんと話し合いができていけば一番良いと思う。

事務局 今年度作成を予定している NB ミーティングの冊子の中には、今まで跡地利用に対し色々な議論を行ったものを整理し NB ミーティングの意見としてまとめるのか。

呉屋勝広 そこまではやっていない。冊子にして周知をしていこうという話までは聞いているが、内容自体はこれからの検討である。

事務局 若手の会、NB ミーティングについては過去の活動の中で発信してきたものもあるが、最新版ということで冊子をまとめて発信をしていくというところで計画づくりへの反映を考えている。
懇話会の設置要綱についてもご理解頂けたと思う。私の作成した資料では「意思決定」という言葉を色々なところで使いすぎたのではないかと反省している。

又吉信一 設置要綱について質問なのだが、第 4 条の任期については 3 年とあるが第 5 条では役員の任期は 1 年とするとある。どのようないきさつで 3 年と 1 年になったのか。

事務局 すみません。これは打ち間違いである。最低でも平成 28 年度の計画素案の策定までの 3 カ年は最低でも継続して頂きたいと考えている。

佐喜眞祐輝 会員の任期は 3 年なのに役員は 1 年の任期となるのはどうなのか。

宮城武 両方任期は 3 年ということか。

事務局 そうである。

佐喜眞祐輝 どちらも合わせた方が良いと思う。

事務局 どちらも 3 年とさせていただく。
また、第 2 条協議事項の (3) は先ほどご指摘があったので、「共同利用を前提とした」という部分は削除し、「各種まちづくり手法の研究に関すること」に変更させて頂く。

伊波興博	最後に確認なのだが、会員の任期も3年、役員の任期も3年ということで毎年役員が変わるわけではないということで良いか。
事務局	役員の任期も3年である。
伊波興博	会長は3回変わる可能性もあるのかと思ったが、役員の任期も3年ということで理解した。
石原昌家	第6条について、「懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集する」とあるが、会長がという部分が引っ掛かる。
呉屋力	予定では月1回程度開催したいと考えているが、それ以上に必要になった場合を想定してこのような書き方したのではないか。
事務局	そこまでは考えていなかった。これは事務局が会長と相談をし、必要に応じて召集するということである。
又吉信一	一般的な会則では会長発意となっている。事務局が懇話会の召集はできない。事務局には権限はない。
事務局	なお、懇話会のスケジュールについては第4火曜日ということで3回目が1月27日、4回目が2月24日、5回目が3月24日となっている。
呉屋力	今後もそういった形で開催していくのか。 事業がスタートするのは例年だいたい7月以降となるが、4月から7月も実施するのか。若手の会やNBミーティングでは定例化しているので委託前でも市と協力して実施している。そこまで盛り上がっていけば良いとは思いますがそうになると市の方は大変ではないか。月3回定例会を開催しなければならなくなる。その点についても検討して頂きたい。
事務局	その他何かご意見等があればお願いします。
宮城武	前回の懇話会で上江洲先生の方から「懇話会ではファシリテーターのような人がいた方が良いと感じる」との意見があった。ファシリテーターの意味が分からなかったので意味を調べてみたらファシリテートが容易にする、促進するといった意味であった。このファシリテーターというのはどなたがやるのか。
事務局	本日の懇話会に出席できないということで、先日上江洲先生のところに資料説明に伺い、ご意見を頂いた。その際にファシリテーターについても意見も出ており、その時の内容に応じてそれぞれの組織がファシリテーターを務めるようにしても良いのではないかとのことであった。そして会長は石原先生にお願いしたいということでお話があった。

石原昌家	これからはいよいよ佳境に入っていくので変えた方が良くもしいない。事業化の手前まで近づいていくので、やはり地権者の方か、同じ地権者でも若手の会の方等にやって頂き、雰囲気を変えていった方が活性化するのではないか。
又吉信一	やはり第三者が会長になってもらわないといけないと思う。
呉屋力	前回の議論の中でもあったが、若手の会は会自体が会員である。個人会員ではない。個人会員はおそらく石原先生と上江洲先生だと思う。
石原昌家	昨今は女性の活用も重要視されているので、上江洲先生を会長とするのはどうか。
事務局	今年度は是非石原先生が会長、上江洲先生が副会長ということでお願いしたい。それでは、本日の懇話会の議題については以上となるのでこれで終了とさせて頂く。次回は1月の開催を予定している。今週末には先進地視察会ということで共同利用等の視察を行うことになっているので、3回目の懇話会では視察の結果も含めて共同利用や申し出換地等に関する勉強会を実施させて頂く。それでは本日はありがとうございました。

(4) 第3回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時：平成27年1月27日(火) 17:30~19:30

会 場：宜野湾市農協会館2階 でいご

出席者：石原 昌家 沖縄国際大学 名誉教授【会長】
(敬称略) 上江洲 純子 沖縄国際大学 准教授【副会長】
又吉 信一 宜野湾市軍用地等地主会 会長
佐喜眞 祐輝 宜野湾市軍用地等地主会 副会長
又吉 真由美 宜野湾市軍用地等地主会 事務局長
大川 正彦 普天間飛行場の跡地を考える若手の会 会長
佐喜眞 淳 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
富川 盛光 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
宮城 武 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
呉屋 勝広 ねたてのまちベースミーティング 会長
伊波 興博 宜野湾市基地政策部まち未来課 次長兼課長

《事務局》

仲村 等 宜野湾市基地政策部まち未来課 係長
内野 陽二郎 宜野湾市基地政策部まち未来課
安藤、丸山、石井、嶋岡、平井(昭和株式会社)

- 式次第：1. 開会
2. 会則の確認、会長・副会長の選任
3. 全世代ディスカッション(平成27年1月25日開催)の報告
4. 合意形成の大きなテーマとなる土地の共同利用について
5. 合意形成に向けた地権者組織について
(1) 普天間飛行場対策部会と若手の会について
6. 閉会

配布資料：第3回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 次第
資料①：普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 設置要綱
資料②：土地の共同利用と申し出換地
資料③：地権者組織の参考として(組合区画整理の総代会)
資料④：事業化に向けた地権者組織のあり方検討
資料⑤：第2回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 議事要旨

2) 議事要旨

- 事務局 皆さん、こんばんは。これより第3回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会を開催させていただく。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。まず、資料の確認をさせていただく。本日の会議に向けて事前に次第、資料①～⑤を配布させていただいた。また、当日配布資料としてカラーの資料を配布させていただいている。それでは1. 会則の確認、会長・副会長の選任に移らせていただく。まず会則の確認を行う。資料①をご覧いただきたい。
- 事務局 …資料①の説明…
- 事務局 事務局としては今ご説明した内容を設置要綱としたいと考えている。こちらについて皆様にご承認いただきたい。いかがでしょうか。
- 一 同 異議なし。
- 事務局 今後の懇話会についてはこちらの設置要綱にもとづき、開催させていただく。続いて、設置要綱の第5条第2項にもとづき互選により会長1名、副会長1名を選任させていただきたい。前回の懇話会でも事務局案としてお名前を出させていただいたが本懇話会が立ち上がるまでには検討委員会を開催していたこともあり、継続性の観点から、事務局案としては会長を石原先生、副会長を上江洲先生にお願いしたいと考えている。いかがでしょうか。前回の懇話会の際は上江洲先生が所要で出席できなかったため、本日改めて選任させていただきたい。事務局案としては石原先生、上江洲先生のお二方を考えているが、よろしいか。
- 一 同 異議なし。
- 事務局 よろしく願います。それでは会長については石原先生、副会長については上江洲先生に決定した。ここで会長に就任していただいた石原先生より一言ご挨拶をいただければと思う。
- 石原昌家 昔から司会は苦手であった。しかし、これまでの経緯もあるので会長に就任ということになった。11月に視察に行き、色々な勉強をさせていただいた。普天間飛行場の跡地利用は一大事業だと思うので、皆さんの協力の下、色々な勉強しながら合意形成を進めていきたい。
- 事務局 ありがとうございます。旧来の委員会形式では会長決定後、会長に議事進行をお願いしているが、今回は懇話会形式となっており、議事以外にも勉強会や情報提供等を行う側面もあるため、一通りの進行については事務局の方で対応させていただき、懇話会の中で物事の決定が必要な議題が出た際に会長に議事進行をお願いしたいと考え

ている。よろしく申し上げます。

それでは3. 全世代ディスカッションの報告に移らせていただく。全世代ディスカッションは1月25日(日)に「普天間飛行場が持つ意義とは」というテーマを掲げ、宜野湾市にご在住の全世代の市民の皆さんを対象に実施したディスカッションである。本日配布した資料をご覧いただきたい。こちらについては当日全世代ディスカッションにも参加していただいているNBミーティングの呉屋会長よりご報告をお願いしたい。

呉屋勝広

…全世代ディスカッションに関する説明…

事務局

ありがとうございました。本日配布した資料についてはお時間がある際に読んでいただきたいと思います。また、2月には同じくがちゆん含めて企画されている学生サミットの開催が予定されている。学生サミットについても懇話会の場でご報告させていただきたいと考えている。

宮城武

当日全世代ディスカッションに参加された牛久さんという方は宜野湾市に住んでいるのか。

呉屋勝広

浦添市だったと思う。

事務局

それでは続いて4. 合意形成の大きなテーマとなる土地の共同利用について、に移らせていただく。今後、事業化に向けて共同利用は前提条件となる。こちらについては資料②をご覧いただきたい。お手元に配布している資料と同じものを投影して説明させていただく。

事務局

…資料②の説明…

上江洲純子

法人設立についてだが、原則1法人となるのか。先ほど研究施設と商業施設にゾーンを分けているというお話があったが、ゾーンごとに法人ができるというイメージなのか。

事務局

先ほどの事例は80haや30ha程度であり、事業は一括で実施されるため1法人で動いている。普天間飛行場ではとても480haを一括で事業を行うことはできないと思っている。道路整備を先行して行う区画整理というものもあるが、残りの宅地等を整備するためにはいくつかの工区に分割せざるを得ない。そうすると法人が1つではない状況も考えていかざるを得ないと思っている。

伊波興博

481haあるため、一度に開発できるかという予算的な問題もあるため、なかなか難しいと思う。そのため工区分けが必要となるかもしれない。またもしかすると施行者が異なる場合もあるかもしれない。工区を分けた時に施行者が違う場合、申し出換地を同じようにやっていくのか、土地利用ごとに分けた上で申し出換地を行うのか等も検討が必要となる。そのため色々な想定はしていても良いかもしれない。

上江洲純子	<p>地権者の皆さんとしては、まずオーソドックスな方法で事業を行う場合どのような方法があるのかという知識が必要である。また、例えば申し出換地の場合、持ち分のような形にすることができるのかや信託のような形がとれるのか等、色々な可能性が考えられる。しかし、こういったことは今の法律の仕組みを乗り越えなければならないため、メリットが大きい場合は検討する必要があるが、まずはオーソドックスな方法で事業を行う場合に生じる問題・課題を把握しなければならない。地権者の皆さんがまず知恵をつけないと本当に新しい手法が必要なのか等、次の段階の話ができない。既存の方法の問題点とその解決策については情報として共有する必要がある。481haの土地を整備するにはどのようなことが想定されるかということに関して今の説明の中でもいくつか出た。既存のものを修正しながら使っていけるのか、新しいものが必要なのかを検討していく必要がある。法人設立については真剣に考えなければならない問題であり、地権者にとっても関心のあることだと思うのでまずは中心になっている人達が知恵をつけることが必要となってくると思う。</p>
石原昌家	<p>先進地視察会に参加させていただき、色々勉強させていただいた。そこで、昭和株式会社の実績の中で上手くいった事例と上手くいかなかった事例の詳細を数力すずつ出してほしい。色々な事例があれば様々な手法等について学習ができるのではないか。</p>
事務局	<p>色々な地区に携わってきたメンバーもいるので、先行事例の中で当初こういった問題があったがそれをどう乗り越えたのかがわかるような情報提供をさせていただく。また、上江洲先生がおっしゃられたように、既存の手法で普天間飛行場の跡地利用が上手くいくのかということについては、我々が関わらせていただいた平成13年以降、色々な議論をしてきている。事業手法等についてはもう1つのテーブルである計画策定の方で今後様々な検討がなされると思う。480haという面積が広すぎるがために、いくつか分割して段階的に整備していかざるを得なくなった場合、先に手をつけた地区では共同利用の街区を決め、企業に貸して収入を得ることができる。しかし、後に事業着手する地区では、地代に変わる収入をどう得ていくかという問題も発生する。今までの区画整理手法の中では限界があり、例えば事業完了までに30年かかるとした時に20年間収入が望めないというような所も出てしまう。そのため1つの考え方として、現在はそれぞれの地権者が地代を得ているので、480haの中で得られる収入を地代相当割合で分配し、地代を継続させるというような新しい方法を考えていかざるを得ないのではないかと考えている。事業の組み立てとしてはそういったことの必要性も痛感している。</p> <p>今後色々な勉強材料を提供したいと思う。先ほど信託という話も出たが今の話は480ha全体を信託するという考え方である。ただし、最初はバックされる金額は若干小さいものになるため、ある意味の補てんのような仕組みをどう考えていくかということも検討が必要となる。新しい仕組みでなければ難しいのではないかとはいっている。現時点ではまず地権者の方に最低限理解してもら</p>

わなければならないもの、理解してもらえるものとしては既存手法の共同利用等から入っていく必要があると思う。

宮 城 武 話が変わるかもしれないが、今日のタイムスに泡瀬の記事が大大と出ていた。泡瀬はそんなに大きくはないと思うが、泡瀬における共同利用というのはどのように行われているのか。

又 吉 信 一 泡瀬ではほとんどが借地である。

宮 城 武 普天間の参考にはならないか。

事 務 局 参考にならないということはない。

又 吉 信 一 短冊換地されている。

富 川 盛 光 基本的には申し出換地で共同利用を行うことになると思う。普天間は広大な土地があり、その中で振興地域となると大きなエリアとなると思う。そこに何が立地するのか、あるいはどういったまちづくりをするのかによっても色々な方法が出てくると思う。合意形成に向けた話合いも必要だが、一方では普天間の跡地利用の全体計画を進めないといけない。合意形成だけを進めてもどのように使うのかがわからないと話も進まなくなってしまうと思う。懇話会ではどうしても合意形成の話になるが、まちづくりの配置計画等の情報も見据えながら話し合わないといけない。懇話会なので合意形成の話だけをするというのでは違う方向に行ってしまうのではないか。

事 務 局 土地利用計画を作るという話とはまた違い、事業計画を作るという話は色々な意味で特殊なことを考えていかざるを得ないと思うが、そういったことも含めて県市共同調査における取り組み方や動きはどのような状況か。

伊 波 興 博 どう跡利用するかによって自分で使いたい、貸したい、売りたいというような選択をすることになる。どうしても土地利用に合わせた形での判断が出てくると思う。全て区画整理を行うことが良いわけではないが、跡地利用のための整備を考えると区画整理手法はすごく良い手法であると考えている。また区画整理によってまちづくりがしやすくなる。申し出換地はどこでもできるわけではなく、区画整理事業の中で集約することができる。それはすごくチャンスでもある。現時点で土地を貸したり、売ったりということは判断しにくいと思う。家を持っていて今までは賃料で生活していたのでそれを維持したいため、継続して土地を貸したいという方もいらっしゃるし、早めに土地を売ってそのお金をもとに何かをしたいという方もいらっしゃる。また、子や孫のために宅地を残しておきたいという方がいらっしゃる等、色々な考え方がある。それをバラバラに考えるのではなく、そういった目的を持っている方々がそれぞれ申し出をして使っていくことになると思う。個々の土地を貸すというのはやはり規模

が小さくなってしまふので、沖縄県の振興に資する形で土地利用をしようとするとしても集約をして貸すということが必要なのかなと思う。こういった手法があるということ念頭に置きながら地権者の皆さんは色々と将来の夢を考えていくのも良いのかなと思う。

石原昌家 こういったことは外国にも例があるのか。

事務局 区画整理事業そのものはドイツの手法をベースにしている。最初は耕地整理に取り入れ、それが市街地整備に使われるようになっていく。基本的にはヨーロッパの場合、日本のような土地所有形態とは大きく異なっている。極端に言えば王様の土地というようなところがある。また、アメリカの場合は大きなディベロッパーが所有しているということもある。サンフランシスコには返還地があるが、そこは最初から国有地となっている。普天間のように国有地、公有地、民有地がほんのわずかで1割にも満たず、民有地が9割以上を占めているという所は無いと思う。

伊波興博 沖縄は内地と比べても公有地が少ない。また、土地の規模が小さく、地権者が多い。

石原昌家 生活の場を取られてしまったためである。

伊波興博 そのため、合意形成が本当に重要である。

事務局 視察で行った昭和記念公園にしても、もともと飛行場になっていたため民有地は一部である。公有地を国と地元の市で3分割程度している。内地の状況ともまた異なっている。

石原昌家 そういったことを踏まえると相当知恵を出し合わなければならない。

伊波興博 共同利用をしなければ企業誘致等は難しいかもしれない。

富川盛光 地権者3,000名というのは多すぎるので、合意形成するには大変だと思う。「宜野湾市をこういうまちにするんだ」という気持ちがないと合意形成は難しいと思う。利害はどうしても絡むが、それを横に置いておいて、地権者3,000名のほとんどが「まちをつくる」という意識を持たないと非常に難しいと思う。皆自分の財産や権利を訴えてくるが、それは仕方がないことである。しかし、その前に本当にその土地を活かす良いまちにするためには、地権者一人ひとりが自分の欲みたいなのは横に置いておいて、「宜野湾市全体をつくる」という気持ちで臨まなければならない。

石原昌家 そういう意味でも成功事例と失敗事例を並べ、それをヒントにして考えを固めていくという流れを作れないか。

- 事務局 昭和で関わっている地区の中には比較的立地条件の同じようなところや、隣接とはいえないが同じ市町村の中で共同利用に持ち込めたところと共同利用ができなかったところ等がある。そういう違いの中で地権者のメリット・デメリット等の比較ができると思う。
- 石原昌家 そういったことができれば上手くいかないことに対する理由がわかると思う。
- 呉屋勝広 地権者法人を支えるサポートとしてはコンサルタント等が入るのか。
- 事務局 先ほど紹介した事例の中では、我々コンサルタントや不動産の方々が入っている。他にも開発まで手掛けている不動産の方や、司法書士の方、弁護士の方等も入り、サポート体制を作っていくことになる。地域の中のそれぞれの専門家が入ることもあるが、公共による施工となれば施工者サイドがサポートすることになる。
- 今日は何についての合意形成を図るかというところを前段でお示ししないと今後の議論がなかなか進まないだろうということで例示をさせていただいた。今日の内容は本当に触りの部分であり、現行手法で本当にいけるのか、新たな手法を考えて提案していかなければ事業化できないのではないかという点や、成功事例、失敗事例を踏まえての議論の材料等については今後の懇話会の中で提供させていただきながら合意形成上の問題点や、そういった問題を乗り越えられる地権者組織としてはどのような形が望ましいのかといったことについて継続的に議論にさせていただければと思う。
- 又吉信一 地権者組織というのは、自分はまだ早いと思っている。まずは手法を確定してから地権者に納得してもらい、その次が組織化だと思う。泡瀬でも保留地をどう活用したら良いかということで不動産会社が入っている。また、財政的なところから費用をどう確保するかを検討するため、コンサル等が入っている。地権者だけではそういったノウハウがない。10～20年経ったら今の地権者はほとんどいなくなり、2世、3世の時代になると思う。2世、3世に負の遺産を残してしまうようになってしまうと大変である。地権者組織を作るよりもまず、地権者が色々な手法を勉強することの方が先だと思う。こういった手法があり、その手法を使わないと開発は難しいという基本的な知識を地主会や若手の会だけでなく一般地権者が得る必要がある。また、法整備も併せて行う必要がある。
- 石原昌家 素人からすると今のような話は全く思いもよらなかった話である。昭和株式会社の方で今出た話を踏まえながら進めていただければ良いと思う。
- 事務局 今日は触りの部分であるということから、資料では地権者法人という書き方しかしていないが、それぞれの地区で法人を構成するメンバーがいるため、今後はそういったことも実際にお示ししながら議論をしていただきたい。
- 石原昌家 事業については素人なので、ここで話をしていく上で資料が必要となる。話の

- とっかかりとして提供していただければと思う。
- 事務局 「合意形成の大きなテーマとなる共同利用について」に関しては、詳細な資料の提供等をしていきながら今後とも継続的に議論していただきたいと思う。
- 事務局 ありがとうございます。続いて5. 合意形成に向けた地権者組織についてということで、(1) 普天間飛行場対策部会と若手の会についてということで、資料③、④を用いて協議していただきたい。資料③については通常の区画整理事業の際に用いられる組織に関する情報提供となる。事務局より説明させていただく。
- 事務局 …資料③の説明…
資料④については1月13日の若手の会定例会の議論をもとにということで、大川会長より報告をお願いしたい。
- 大川正彦 …資料④の説明…
- 富川盛光 地主会の中に対策部会があるが、対策部会も若手の会と同じように勉強してほしい。そうすれば会話が成り立つと思う。現実に対策部会と意見交換をしても会話がなり立たない。そういったことから対策部会と意見交換を行い、将来的には一緒に検討していこうという流れを考えている。
- 又吉信一 対策部会は普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧の両方がある。対策部会の3~4割は役員や評議員が兼任している。対策部会としては、説明会や講演会、県民フォーラムといったところに率先して参加してきた。西普天間地区もようやく返還が決まり、動き出している状況である。普天間の場合返還が見えない中で役員自体の危機意識が薄い部分がある。沖縄の人はいざとならなかなかなか腰を上げない。返還が決まってから準備を始めるのではなく、今から準備していく必要がある。
一番大事なのは人材育成だと思うので、若手の会でどんどん人を育成してもらい、その人達が地主会のリーダーとなるというような組織を作らないといけない。今の世代の地権者ではなかなか改革するのも時間がかかると思っている。
- 石原昌家 出前意見交換はあちこちでやっているという話があるが、どのような意見が出てきていて、どう意見がかみ合わないのか報告してほしい。
- 又吉信一 最初から意見はかみ合わなくても良いと思っている。地域性もある。
- 宮城武 出前意見交換会はこれまでに4地区実施している。新城、大山、宜野湾、神山である。結構良い意見が出ていると思う。
- 又吉信一 継続してやっていただきたい。

上江洲純子 大川さんより説明のあったスケジュールでいくと、次年度対策部会との意見交換会の実施となっており、呼びかけを行って地主会会長より返答するという返事があったということで良いか。

又吉信一 そうである。

上江洲純子 そのつなぎになるかわからないが、対策部会の方々に重い腰を上げていただくために懇話会で勉強会をするのはどうか。先ほどの申し出換地の話を受けて、事業を行うためにはやはり法人化が必要だと思う。事業化に向けた地権者組織というのは全体のことを考えなければならないが、共同利用のための法人化については関心のあるところだと思うので、そういったことに関する勉強会であれば対策部会の1人でも2人でもまず参加してもらおうということをやってみるのも良いのではないか。また、地権者組織を作るためには一足飛びにはいかないと思うが、区画整理組合のように事業者として立ち上げる際には地権者の意向を把握するために普天間の地権者の組織が必要となってくると皆さん理解しているということで良いか。

又吉信一 そうである。

上江洲純子 その母体としてあるのが、対策部会となっていると思う。いきなりゼロから組織を作るよりは対策部会をもとに、そこに若手の会も入って活性化させていった方が組織体としては作りやすいと思う。まだ時間はたっぷりあるが、そういった話に徐々になっていけば良いと思う。同じ空間を共有して、話をする場がほしいということだと思う。勉強会から始めて意見交換会につなげて良いと思う。

石原昌家 若手の会としては地主会の会長、副会長が前向きな方なので話もしやすいのではないか。

大川正彦 対策部会には会長、副会長の下にくる役職はあるのか。

又吉真由美 対策部会は委員会方式なので特に役職は無い。

石原昌家 若手の会の中でも若手の佐喜眞さんはどう考えているか。

佐喜眞淳 先ほども話があったが、字別の出前意見交換会で生の意見を聞く中で、地権者一人ひとりの考えと、大きなまちづくりのビジョン等をどのように両立していけるかについて沢山の意見を聞きたいと思う。

石原昌家 先ほどから話に出ている出前意見交換会の記録は取っているのか。

事務局 記録は取っている。
我々からすると、とても盛んに意見交換をされていると感じている。事務局よ

り少し出前意見交換会について報告させていただく。

- 事務局 若手の会では毎月定例会を開催しているが、出前意見交換会は自主会という形で若手の会の皆さんが自発的に地域をまわり、字別で意見交換を行っている。出前意見交換会は一昨年より始めた取り組みであり、これまで新城、宜野湾、大山、神山の4地区で行ってきている。これまで若手の会としていくつかの提言書を出されているが、その提言書をまとめた形で若手の会の考えを各字の役員の方にぶつけて、それに対する考えや、もっとこうした方がよいのではないかということをお話する意見交換会となっている。当初、新城で意見交換会を行った際には非常に多くの方に集まってくれ、有意義な時間を過ごすことができた。意見交換会への参加者の中には若手の会の存在を知らない方も中にはいらっした。実際に地域まわりを行ったことで、これまで気づけなかった部分も知ることができ、若手の会のことを知らない人がいるのであれば名刺や広報のためのパンフレットをつくらうということで、今年度この業務の中で実際に名刺と若手の会の活動を周知するリーフレットと、若手の会のこれまでの考えをとりまとめたパンフレットを作成している。前回12月に開催した神山での出前意見交換会の際には名刺やパンフレットを活用して会の活動を知ってもらおうと努力されている。また、出前意見交換会自体も大変盛り上がるが、その後懇親会という形で別の場を設けており、そこでも熱い議論がなされている。
- 各地区での意見交換会は1回やったから終わりというわけではなく、今後ともつながりを持ち、意見交換会で出た意見に対し若手の会としての考えを取りまとめ、再度出向くような継続性のある取り組みにしていきたいという考えを持たれている。先ほど会長より取り組みに関する説明があったが、そのような形で進めていければ良いと考えている。
- 石原昌家 今のお話を聞いていると普天間飛行場跡地のまちづくりを行う上で中核となるような感じがする。
- 事務局 先ほど大川会長より、当面は出前意見交換会を継続しその中で字の役員との連携を深めた上で次のステップとして対策部会との意見交換を行うという流れについての説明があった。対策部会との意見交換というのは跡地利用の話、事業化に向けての話だけでなく、地権者の組織づくりの話もある。過去の対策部会との意見交換とは内容もだいぶ変わってきているので関心も持ってもらえるのではないかと考えている。又吉会長としては、当面の若手の会の取り組みについては現状ではこの形がベストということによろしいか。
- 又吉信一 良いと思う。
- 石原昌家 外の人間からすると地主会と若手の会は一体のものとして見える。

- 事務局 本日議論していただいた合意形成に向けた地権者組織については、今回は普天間飛行場対策部会と若手の会についてというテーマだが、地権者組織についてというところでは、テーマも色々なものが出てくると思うので継続的に議論をさせていただきたい。また、地権者組織や合意形成のテーマを考える上ではもう少し具体的な事例紹介等をさせていただく。その中で継続的に議論できればと考えている。
- 当初の準備会の時の流れとは大きく変わっているかもしれないが、個人的には良い方向に変わってきているのではないかと思っている。そのような方向で進めさせていただくということによろしいか。
- では、副会長のごあいさつをいただいていたので、上江洲先生より最後にあいさつをお願いします。
- 石原昌家 その前に一言良いか。普天間飛行場については1点の曇りもなく返還されるのが当たり前である。そういった考えを共通認識として持った上で取り組んでいく必要がある。
- 上江洲純子 前回の議事録を見て自分が会長になるのかと恐れおののいていた。石原先生に引き続き会長をやっていただけることになったので安心している。全力でサポートしたいと思う。
- 懇話会については、核になる組織の中の中心メンバーが揃って議論できる場所になっているので、それぞれの組織が円滑に合意形成できるよう、ここで知恵を出し合い、それを組織に持ち帰って二重にも三重にも活用していただくということが懇話会の存在意義になると思う。来年には計画の素案も出来てくるので事業手法についてもそろそろ考え始めないといけない時期に来ている。今までのような「またでしょう」というような話を言われた時には「そんなことない」と言えるところまでようやく来たのではないかと思う。活動を広げていくためにも若い知恵を入れないといけないと思うので、そういった意味では NB ミーティングの全世代ミーティングはとても興味のある取り組みである。2月22日の学生サミットについても学生を推薦して自分も参加するつもりである。この活動は NB ミーティングの活動の一環であるが、地権者も市民である。若手の会が今の地権者の次の世代を担うということで活動されているが、その下の世代もいるので学生サミットのように若い方達に参加を呼びかけるということを地権者の方で行うのも良いのではないか。そうすると NB ミーティングの活動も広がると思う。
- 活動を広げるためにはそれぞれの母体が強くないといけない。地権者の皆さんが法人化する際にはもちろん専門家は必要だが、法人として契約をすれば良い。専門家を顎で使えるくらい法人として強くなるためには、まず知識が必要となる。法人設立にはいくつも方法がある。今日お話しがあった区画整理の知識はまず必要な知識だと思う。法人化の取り組みについてはこれまであまり出てこなかった話である。普天間飛行場の地権者として組織化していくことと、事業を行う上での法人化の話は両輪で検討していかなければならない。本当に

新しいことができるのであれば、1つの大きな株式会社形式の法人ができるのではないかという気もしている。そうすれば地権者の合意を得ながら開発をしていけるようなこともできるのではないか。しかし、それは新しい仕組みが必要な話であるので、まずは今ある仕組みを理解した上で先に進む必要がある。知識は武器になる。それは若手の会を見ていて本当にそう感じる。組織設立から10年程度が経過して段々頼もしくなってきたと感じるので更に若手の会は情報を発信しながら地主会と一緒に進めていければ良いと思う。

事務局 ありがとうございます。本日の内容は以上となる。それでは閉会に移らせていただく。本日皆様からいただいた意見や、事務局サイドへの宿題に関しては事務局内で整理させていただきたいと思う。

次回の第4回懇話会については2月24日(火)になる。時間は本日と同じ17:30から19:30で、場所も同じくこちらとなる。お忙しい中恐縮だが、次回もご参加の程よろしく申し上げます。3月についても24日(火)の開催予定となっているのでよろしく申し上げます。

それではこれをもって第3回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会を終了させていただく。皆様ありがとうございました。

(5) 第4回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時：平成27年2月24日(火) 17:30~19:30

会 場：健康文化村 カルチャーリゾートフェストーネ 1階 会議室 A

出席者：石原 昌家 沖縄国際大学 名誉教授【会長】
(敬称略) 上江洲 純子 沖縄国際大学 准教授【副会長】
佐喜眞 祐輝 宜野湾市軍用地等地主会 副会長
又吉 真由美 宜野湾市軍用地等地主会 事務局長
佐喜眞 淳 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
宮城 武 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
呉屋 勝広 ねたてのまちベースミーティング 会長
伊波 興博 宜野湾市基地政策部まち未来課 次長兼課長

《事務局》

仲村 等 宜野湾市基地政策部まち未来課 係長
内野 陽二郎 宜野湾市基地政策部まち未来課
安藤、丸山、嶋岡、平井(昭和株式会社)

式次第：1. 開会
2. 沖縄学生会議2015(平成27年2月22日開催)の報告
3. 特別措置法の給付金制度からみた開発手法について
4. 閉会

配布資料：第4回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 次第
資料①：特別措置法の給付金制度からみた開発手法の検討
資料②：第3回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 議事要旨

2) 議事要旨

- 事務局 皆さん、こんばんは。これより第4回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会を開催させていただく。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。それでは早速、沖縄学生会議2015（平成27年2月22日開催）の報告に移らせていただく。
- 呉屋勝広 沖縄学生会議2015は2月22日（日）に開催している。当日はまず、まち未来課より普天間飛行場跡地の計画づくりの取り組み等について説明を行い、その後壇上の学生達によるディスカッションに移った。本日はその内容を説明させていただきます。
- …沖縄学生会議2015での学生意見等の報告…
- 事務局 ありがとうございます。呉屋会長からお話のあった通り、2月22日に10名の学生さんを中心に跡地利用について色々な議論をして頂いた。内容についてはお話のあった通りである。今回の学生会議の結果の取りまとめについては次回の懇話会の際にご提供できればと考えている。沖縄学生会議2015についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。
- 事務局 先ほど呉屋会長の説明の中で、今回の会議が学生運動や基地反対といったことに関連するのではといった誤解をされたという話があった。沖縄学生会議2015のような議論は、当日の様子を見る限りでは次年度以降も積極的に展開していく必要があると思った。我々は事務局側にいるので「沖縄学生会議2015」というタイトルについて開催するまで全く疑問を持っていなかったが、先ほどのような意見を聞くと、このタイトルが逆に誤解を招いてしまったのかなと感じた。会議自体は続けていく必要があると思うが、名称等については考える必要があるとも思う。
- 呉屋勝広 確かにそういったこともあると思う。その話をした学生はなんでもポジティブに考えるべきというお話もあった。次回は是非若手の会の皆さんにも参加して頂けると良いと思う。
- 上江洲純子 ネーミングについては私も今日お話ししようと考えていた。私から学生にこの会議の周知を行う際に「沖縄学生会議」と言うだけでは伝わらず、色々な説明をかなり付け加えなければ中身が伝わらなかった。また、これから先継続していくことを考えると略称で呼べるものが良いと思う。今のネーミングだと「YCO」となるが、それでもイメージが湧きにくい。「沖縄学生会議」が普天間飛行場の跡地利用について検討する会議としてはイメージしにくい。学生に周知する際にも伝わりにくいものとなっているため、ネーミングについては課題の1つだと感じている。
- 呉屋勝広 ネーミングについてはがちゆんによって考えられたものである。

- 石原昌家 私もネーミングを見た時に思い出したことがある。かつて宮沢という総理大臣がいたが、昭和13、14年頃「日米学生会議」というものがあった。
- 上江洲純子 今も続いている。
- 石原昌家 その時は日米の戦争をなんとか阻止しようと、日米の学生達が議論していた。
- 上江洲純子 数年前に沖縄でも実際に開催されている。
- 石原昌家 そういった会議もあったことから、「学生会議」とすると国家間の大きなテーマを話し合うといったイメージがある。もう少し柔らかく、誰でも参加しやすいようなネーミングを検討した方が良いと思う。
- 上江洲純子 学生を参加させるという点では、この時期は春休み期間中なので大学生を集めるのは難しいということが前々からある。昨年の「お笑い普天間基地」のイベントや、毎年行っている県民フォーラムもこの時期の開催となっているため、開催時期については考えなければならない。
- 「沖縄学生会議」では登壇者がかなり熱のこもった発言をするので、参加者は少なかったが会場にいる学生からも意見が出たりして発言していない学生にとってもかなり刺激になったのではないかと思う。少し残念だったのは時間切れになってしまったこともあるが、元々予定していたグループディスカッションができなくなってしまったことである。私が最後に声をかけたためか、謝罪のメールが送られてきておりすごく驚いている。また、参加してもらった学生達の期待に沿えなかったということで、参加した学生を含めて事後研修をやると思っているという話があった。その際に沖縄国際大学の学生も交えた形でもう一度ディスカッションをしたいというような提案があった。当日になってプログラムの変更を行うという点については、運営側も反省があったと思う。元々の予定ではワールドカフェも行うということで情報発信している。今回ディスカッションがかなり盛り上がった点については良かったが、その後のプログラムに影響を与えてしまったということに関しては後々活かしてもらえれば良いと思う。その旨はがちゆんに伝えている。
- 学生10名は元々持っている意見も違うので、それをぶつけ合っていたので聞いていて頼もしいと感じる意見もあった。
- 少し気になったのは、せっかくここまでのディスカッションを行ったので「今日の成果」という形でのまとめが欲しかった。当日、最後にそれぞれ宣言を始めた時には跡地利用からどんどん外れてしまったのもったいなかったと思う。公の場で自分のこれからのことを宣言するというのは未来ある若者にとって良い場所だったと思うが、あくまでも跡地利用プロジェクトの一環であり、せっかく良い意見も出ていたので1つにまとめることはできなくてもまとめの成果が最後にあると良いと思った。
- 宮城武 10名の学生が参加されているが、この10名の方の普天間飛行場の跡地利用に

	対する情報量や知識は差があったりはするのか。
事務局	開催にあたってはまち未来課も昭和㈱も入って、事前研修を行っている。10名のうち9名が事前研修に参加しており、普天間飛行場の跡地利用に関する資料提供と説明を行っている。自分の考えを述べるために2～3ヶ月かけて皆で議論したり準備を行っている。
宮城武	その準備と今まで持っていた知識を併せたものということか。
事務局	そうである。
呉屋勝広	男の子と女の子では考え方も違っていた。
石原昌家	ぜひこういった若者は離さないようにしなければと思う。この人達が中心になるかもしれない。
呉屋勝広	ぜひもう一回やりたいと言っていた。
石原昌家	それは非常に良いことだと思う。
上江洲純子	私のところにも申込みがあったが、それよりも若手の会はいかがか。彼らはディスカッションをしたがっているらしい。事後研修を1回行い、さらにその後にもう1度登壇者も含めた形でディスカッションをしたいと言っていた。彼らにとっては今回の「沖縄学生会議」だけでは足りなかったようである。彼らだけのディスカッションは行っているのだから別の人達も入れた形でのディスカッションもしてみたいということがあるようである。勉強を全然していない学生とディスカッションを行うよりは若手の会と行った方が良いのではないかと思った。
呉屋勝広	彼らも今回こういったイベントがあったことによって、関心を持つことができたと言っていた。
石原昌家	双方の意識が高まってお互いにプラスになると思う。
事務局	他にご意見等はないか。 それでは続いて3. 特別措置法の給付金制度からみた開発手法についてに移らせて頂く。前回、合意形成の大きなテーマとなる共同利用について事務局より情報提供させて頂いたが、共同利用を前提とした上で委員の皆様から事業手法に関するご質問を頂いた。今回はそれに関連する情報提供をさせて頂く。
事務局	…特別措置法の給付金制度からみた開発手法についての説明…
事務局	それでは今の説明に対し、質疑応答の時間を取りたいと思う。ご意見、ご質問のある方はお願いします。

事務局	冒頭でもお話したが、前回の内容や今ご説明したような内容を地主会の普天間に関わる代議員約 50 名の方々に説明したいと考えている。せっかく代議員の方がそれだけいらっしゃるのであれば、こういった基本的な事項についてご理解頂けるような取り組みを進めていく必要があるのではないかと考えている。
佐喜眞祐輝	代議員は地主会の総会に変わる資格を持っている。実際地権者が 3,600 名いるので、代議制でもって総会に変わるものとしている。代議員の大まかな基準としては旧部落の 50 名に 1 名となっている。そのため、地権者約 3,600 名なので、約 70 名となっている。これが総会の代議員制となっている。 また今、事業に関する説明があったが、1~2 件でも良いのである程度時間をかけて具体的に説明し、皆さんに認識してもらわなければ質疑もできないと思う。あまりにも大まかな説明だったので、例を挙げて具体的に説明してもらいたい。これでは何を聞いたら良いかがわからない。今の説明は方法論であるという感じがする。
事務局	代議員を対象に前回の内容と併せて今日説明させて頂いた内容に対する説明会を開こうとした場合、今日の内容では伝わりにくいといった判断はどうか。もっと簡潔にした方が良いか。
佐喜眞祐輝	従来の地主会のやり方としてはまず評議委員会（役員会）を開催している。代議員というのは総会に変わるものなので、後で良いと思う。すぐにどうするかを決めるのではなく、どういった方法が効果的なのかということについて今後相談しながら進めた方が良いと思う。いずれにしても従来通り評議委員会を開催し、評議員の皆さんがある程度知識を得た段階で代議員に説明を行っても良いのではないか。地主会会長や市の方とも相談しながらやっていきたいが、代議員の前に評議委員会を開催するという事は徹底したいと考えている。
宮城武	説明して頂いた事例の中には鉄道関係の事例が多いが、鉄軌道のことを考慮して選んだのか。
事務局	鉄軌道を意識して選んでいる。
石原昌家	こういった話を聞いていつも思うのは人口のことである。日本全体としては人口減少の傾向にある中で、沖縄では約 140 万人の人口を有している。大学にいと痛感するが、1992 年頃にはコンベンションセンターを借りて何千人もの人が一斉に入試を受けており、壮観であった。しかし、少しの間でものすごく寂しい風景になってしまい、ガラッと変わってしまった。そのため、鉄軌道等の計画が感覚的にピンとこない。本当に維持ができるのか。計画は何十年単位なので、付随資料として沖縄の人口推移、構成等に関するものが必要なのではないか。人口推移等を考慮しながら計画を考えていく必要があると思う。 現在、泡瀬の方ではイオンモールが建設されているが、あっちこっちにそういったものができてやっていけるのかとってしまう。今は中国がバブルのよう

	<p>な状態でどんどん観光客等も増えているが、それもいつまで続くかわからない。そういったことも勘案していく必要がある。</p>
佐喜眞淳	<p>昔、跡地利用の何かの勉強会で、沖縄の人口は2024年まで増加し、その後は減少していくといった話を聞いたことがある。確かに住宅の供給が多すぎると土地の値段が下がってしまうということも跡地利用を考える上では考慮する必要がある。また、20年くらいの計画ということであったが、給付金制度の期間は政令で定める期間とあり、いつまでなのかということとはわからないということか。例えば今までの事例では何年くらい続いたといったことや、何年くらい継続することが見込まれるのかといった情報があれば教えて頂きたい。</p>
事務局	<p>事例はまだない。もともとは普天間飛行場のために作られたような制度である。特定給付金支給の限度となる期間は土地の使用または収益が可能と見込まれる時期とあり、その時期ははっきりしている。しかし、それを勘案して政令で定める期間という記述はどのように解釈したら良いか。</p>
上江洲純子	<p>私は改正後のものには関わっていないがもともとの考え方としては、大規模跡地給付金よりも特定跡地給付金が先に発令されると考えていた。そのため、大規模跡地給付金に関しては正直なところ、「政令で定める期間」というのは入れているだけで「いつまで」ということを話した記憶はない。資料に書かれている「使用収益が見込まれる時期」というのは少なくとも第一段階の使用収益を基準にすると思われる。それを勘案して政令で定める期間というのは、おそらく皆さんの考える全てをカバーするものという部分には届いてないのではないかと感じる。保留地も含めた完了まで特定給付金が支給されるとは考えにくいと思う。</p>
事務局	<p>そうなると段階型にした場合、第一段階の事業区域の中の地権者の土地の使用収益ができるまではいけるかもしれないが、今の内容を踏まえると第二段階まではなかなか難しいのかなと思う。</p>
上江洲純子	<p>今の質問は大事なところであると思う。 私も聞きたいことがあるのだが、先ほど区画整理事業の手法としていくつかご紹介頂いた。いわゆる区画整理事業というのは、法律も含めてどれくらいの種類があるのか。今回紹介されたものが全てなのか。 鉄道整備等に特化した大規模開発の事例をご紹介頂いた。いくつか法律の名称も出てきているが、手法としては土地区画整理事業の全てになるのか。</p>
事務局	<p>全てではない。土地区画整理事業の手法についても一覧表で整理させていただく。日本全国で考えると先ほど石原先生からもお話があったように、人口減少社会に入っている中で、大規模な開発に対応するような区画整理事業はほとんど現実的ではなくなってきている。現在は、どちらかということ既成市街地であつてスプロールに作られた居住環境水準の低い所を小さい単位で区画整理し防</p>

災性を高めるといったことや、規制市街地の中でも工場跡地等の未利用地を活かしながら小さなまちづくりを行っていくといったこと、また区画整理と言いつながらもハードな整備ではなく地籍だけを区画整理するといったペーパー上の区画整理がやられている。全国的な事業としてはこういった小さなものが主体となっていっている。今回事例として挙げさせてもらったのは普天間の面積規模や、整備しなければならない施設等を考えた場合を想定して説明させてもらった。

上江洲純子 面積要件等があったりもすると思う。色々な事業を組み合わせることができる可能性もある。全体像として区画整理事業の種類に関する情報を先に出した方が良さそうな気がする。要件や補助メニュー、施行者は誰になるのか等がわかる一覧のようなものがいいと思う。その中でいくつかの事業に特化して説明を行う中で、その事業の明を行う理由を説明する方が入りやすいと思う。現在、区画整理と言われている事業としてはこれだけあり、その中で大規模な開発を優先して行うのであればこの事業というように、条件に合わせてメニューを選択していくようなイメージで展開していった方が分かりやすいと思う。

また、今あるメニューを組み合わせうまく開発ができれば問題はない。問題が生じた時に新しい特措法を定めてもらったり、新しい区画整理事業を生み出したりしないといけないというところまで持っていくのであれば、今あるメニューをまず知る必要がある。今あるメニューで整備できるのかできないのかを判断し、整備できない場合はデメリットの部分が見える形になった方がいいと思う。

具体的な話になるが、特定土地区画整理事業の場合、エリアは定まるのか。

事務局 そうである。

上江洲純子 段階的に開発する場合、最初に開発する部分で生み出される利益が後から開発される部分の地権者に分配されれば良いと思うが、今はそういった仕組みはないということで良いか。

事務局 そうである。

上江洲純子 そこまで行きつけるかわからないが、今は既存の手法が単体もしくは組み合わせで使えるのかを知るところから始める必要がある。その時に既存の手法の一覧を見たいと感じた。

事務局 計画を実現するための事業手法ということでは県市共同調査の中で今後詰められていくのか。

事務局 今年はアンケートを取っていないが、共同利用はキーワードだと考えているので情報発信を行い、地権者の土地活用意向を踏まえながら計画づくりを行わなければならない時期だと考えている。

事 務 局	その点が悩ましい所であり、今までは県市共同調査で議論された計画内容を地権者の方に情報発信し、地権者からの意見を集約していくという立場がこちらの業務の主流ではあった。共同利用が計画の根底にあるので、その部分を早く地権者の方にも伝え、理解してもらうとともに意見や要望を吸い上げて計画づくりの方に伝えていくという役割が求められているのではないかと思っている。それがさらに新制度の提案までこちらサイドのテーブルで踏み込めるのかどうかという点が見えない所である。
上 江 洲 純 子	まずは既存のものを知ることから始めれば良いのではないか。
伊 波 興 博	今紹介して頂いた区画整理事業に関しては、もちろん給付金は無いものになる。都会で農地をどう残すかや、農業をもう少しやりたいので快適に整備しようといった時に用いる手法である。普天間飛行場ではどういった使い方をするか、どういった形で開発すると地権者によって有利になるかを考えていくことになると思う。その時に給付金はポイントとなる。今までに無いものなのでいかに給付金を活用できるかが重要となる。引渡日までは補償金があり、その後3年間は給付金がある。給付金は、とりあえず3年間は出るが途中で売った場合は発生しなくなる。またそこから区画整理の認可を受けた場合、特定給付金に移る。そのような状況の中で普通の区画整理を行った場合、使用収益までにどれくらいかかるのか。また、段階的に使用収益を開始した場合、いつまで給付金をもらえるのかといったことが疑問として出てくる。これだけの面積をいっぺんに使用収益開始した場合はそこで特定給付金も終わりとなる。しかし、別々に使用収益を開始した場合、給付金をもらえる人もいればもらえない人もいるという不公正さがある。普天間飛行場跡地には給付金という制度があるのでそれを考慮した時にどういった区画整理をやれば良いのかを示す必要があると思う。現行の手法を出してもそれを普天間飛行場跡地でやるのかという点が気になる。目的をしっかりと持つことで手法を選べると思う。今は給付金を活かせる区画整理に限定した方がまだわかりやすいと思う。 土地を早めに売ってそのお金を活用する人もいれば、自分で土地を活用するためにずっと給付金をもらう人、早めに使用収益が開始できるのであれば自分で給付金よりも多くの収入が得られるように土地を貸したり商売を行ったりする人がいると思う。自分で土地を貸したり商売を行ったりすることで給付金よりも多くの収入が得られる人にとっては早めに使用収益を受けた方が良い。そういった選択肢も出てくる。どのように進めていけば地権者が有利な形で土地利用が図れるかをまとめた方が良いと思う。
事 務 局	次長がおっしゃるように私も思っている。しかし、合意形成のテーブルで事業手法の部分まで勝手に動いて良いのかがわからない。
伊 波 興 博	そういったものは示す必要もあると思う。
事 務 局	県市共同調査の中には事業手法、開発手法の検討という項目が入っている。県

市共同調査側の委員会等を経ずに合意形成の業務の方で地権者の方に給付金制度を最大限活かすための開発方法等を一方的に情報発信してしまって良いのかという点が気になっている。そのため、本日も既存手法に関する情報発信に留めている。ただ説明を聞かれた方にとってはちぐはぐに感じると思う。

伊波興博 ちぐはぐに聞こえた。給付金の話をしているにも関わらず、普通の区画整理の話をしているところがよくわからない。

実際は給付金が出る3年間の内に事業認可をしなければならない。最初に大きな道路や公園を作り一旦区画整理を終える場合、その時点でもう給付金は発生しない。最初保留地としたところを後で区画整理しようとした場合、その3年間の内にできなければ給付金はもう関係なくなってしまう。1回目の区画整理で使用収益を行うのでそこで特定給付金は無くなってしまう。その後区画整理を行う場所についても給付金は発生しない。ではどうするかとなった時に給付金のことを考えると、国・県・市が同時に開発を行うためにいっぺんに3カ所の事業認可を受けて整備し、使用収益を開始させた方がまだ良いという話になってしまう。

今日の話ではなかなか給付金とつながらなかった。説明を受けていてもだからどうするのかというところがよくわからなかった。普天間飛行場跡地では給付金があるので、こういった区画整理をすれば給付金はこうなるということを示していった方が良いと思う。ただし、その手法で開発するかどうかはもちろん別の話となる。

今日の内容は説明を聞いていてもよくわからなかった。

事務局 説明を行っていても非常に違和感があった。

たまたま弊社の場合は区画整理事業を行っているので、給付金制度を最大限活かすための区画整理的手法としてはどれが望ましいかといったことに関しては社内で議論して作り上げることはできる。しかし、それを地権者の方に伝えた場合ある意味では誘導することにもなりかねない。そのため、そもそもそういった情報を発信していく場所というのはどこなのかという迷いがあった。

伊波興博 この懇話会は議題等を決めているわけではなく、色々な情報は出していった良いと思う。その中で県市共同調査でも検討を行っているので、最終的に何をするかというところは県市共同調査で決めていくことになると思う。この場で皆さんに情報を提供し、議論しなければなかなか前に進まないと思う。

先ほど佐喜真副会長が言ったようにもっと細かい説明をしなければわからないと思う。実際には給付金制度の話から説明しなければならないと思う。土地を売った時点、土地を貸した時点で給付金が無くなるということをわかっていない方が沢山いる。普天間飛行場はもっと後になるが、西普天間では3月以降は今の借地料から補償金に切り替わっていくことになる。

事務局 制度の説明会は結構前だったか。

又吉真由美 平成 24 年に行っている。また、先行取得に絡めた説明も行っていると思う。西普天間では補償金が後払いという情報を小出しにしたら皆さん大変驚いていた。正確な情報がなかなか伝わっていないと思う。

宮 城 武 改正後の特定給付金について、支給額は年間 1 千万円を限度とあるが、1 千万円の根拠は何か。

伊 波 興 博 根拠はわからないが特定給付金については上限を 1 千万円としている。また、普天間にもその他にも軍用地を持っている人の場合、軍用地料を全て併せて 1 千万円以下という話を聞いている。

又吉真由美 どうやらそのようである。

伊 波 興 博 そのあたりも確認しなければならない。

又吉真由美 特措法なので法律は変わってきているが、先行的な事例を聞くと例えば給付金の場合、年間 1 千万円が限度なので先にどこかの軍用地で給付金もらっているとその分減額された方もいらっしゃるという話を聞いている。また、返還時の年間軍用地料が基本になるため、普天間の場合は西普天間で先に給付金をもらってしまうと減額される可能性は十分あると思う。

伊 波 興 博 しかし実際にはしっかりとした情報が無く、事実なのかも疑問である。しっかりした情報が無いと皆さん不安だと思うので、次に進まなくなってしまう。そのため、情報は提供し、そこから選択を行うのだと思う。逆に情報を出さない方が誘導になってしまうのではないかという気もする。

石 原 昌 家 この会はまちづくり合意形成懇話会なので、基本情報は提供してほしい。それをもとにして意見や考えが生まれてくるのだと思う。基本情報無しだと単なる想像での話になってしまうし、せっかく議論しても基本情報に照らすと全く無駄だったということにもなりかねない。いつも基本情報は抑えた上で話を展開させていくようにしなければならないと思う。

伊 波 興 博 せっかくの懇話会なので、外に出すどうかは別にしても情報提供は必要だと思う。先ほどの説明の中にあつた特定土地区画整理事業は実際には沖縄での適応はない。適応外なので、その手法でやろうとしてもできない。

事 務 局 次長がおっしゃられたように給付金制度という 1 つの籠があり、その中で地権者がマイナスにならないような進め方を作らなければならないとは考えている。

伊 波 興 博 給付金は区画整理事業に密接に関係している。

事 務 局 完全に区画整理前提になっていると思う。

- 佐喜眞祐輝 従来の軍転特措法と関連して、従来は補償金しかなかったがその後地権者や県の要望で3年間の給付金が追加されている。補償金というのは返還日から引渡日まで限度額無く、賃貸料相当の支給が受けられる。給付金というのはその後の開発行為に向けて、実際に不発弾の処理等を行われた例があったことから要請を行い3年間の給付金が認められるようになった。また不発弾等の処理が進んだ後の事業認可が下りるまでには少し時間がかかるため、事業認可が下りるまでは特定給付金が支給されることになっている。そして地権者に土地が渡って初めて特定給付金も打ち切りとなる流れになっている。このように過去との絡みがある。
- 恩納村等では不発弾の処理に3年くらいかかっている。桑江でも返還後に不発弾等色々なものが出てきたため、それらの処理等に時間がかかり、実際には3年間もらえる補償金等が1カ年しかもらえなかった。そういったことがあり給付金制度が出来ている。給付金に関しては返還後の後利用に向けての処理にかかる期間として3カ年を設定している。
- 伊波興博 先ほども言ったが、本来は給付金をもらった方が得をするというわけではない。自分の家を建てたいという人にとっては給付金よりも早く使用収益を開始してほしいという話になる。給付金だけに目を奪われてしまうと本当の土地活用ができない。地権者が本当はどのように土地活用したいのかが重要である。共同利用するところでは早めに使用収益を開始し、そこから収入を得た方が給付金よりも良いということもある。
- 佐喜眞祐輝 その点については事業の進み具合によると思う。後利用の事業によっても変わってくるので何とも言えない。価値のある土地であれば給付金関係なく自分で運用した方が良くなる。事業が進む中で住宅街、公園、振興地域というように用途指定された場合、その場所によって違うと思う。今後の事業の進め方によってそれぞれが判断することになる。
- 伊波興博 メリットもデメリットもあると思う。
- 隣り合った土地があったときに、道路沿いの土地で区画整理しなくても使えるので早めに土地を使いたい人もいれば、区画整理をしなければ使えない土地なので給付金をもらおうと言う人もいると思う。
- 佐喜眞祐輝 今は言える段階ではないが、事業の進み具合によっては個人的な内部の駆け引きとして判断すると思う。場所によって給付金をもらった方が良い人もいれば、自分で運用した方が良い人もいる。
- 石原昌家 今のような話は懇話会である程度共有していないと空回りばかりしてしまう気がする。状況はどんどん変わるのかもしれないが、ある程度基本的な事項については我々の頭の中に入らないと具体的な話が進まないと思う。
- 事務局 この開発手法のペーパーについては、大規模な地区あるいは鉄道を整備する地

区といった計画課題を持った地区の事業手法を例示し、地権者の方にもこういった方法もあるということを知ってもらい、自分達も沖縄版として問題を解決するために要求をしていっても良いという意識を持ってもらうための情報提供のつもりで作っている。しかし、これでは逆に伝わりにくい部分もあるので、特定給付金まで支給を受ける形で区画整理事業を行おうとした場合にどのような展開になるのか、またその中で考えられる問題に対しては要請・要望が必要という但し書きを加えたような形で取りまとめを行いたい。その取りまとめの内容についてはまた皆さんに見て頂き、意見を頂くという流れで進めていきたいと考えている。

伊波 興 博 普天間飛行場のように給付金があるということは特殊だと思う。それを踏まえた区画整理の方法を提示した方が良くと思う。今までの区画整理では給付金が絡んでいる事例はないのではないかと。懇話会では、通常の区画整理にこの制度を当てはめた時に不都合があった場合、新しい手法を考える必要があるのではないかと方向に進んでいければ良いと思う。

佐 喜 眞 淳 キャンプ瑞慶覧の西普天間地区が給付金制度の初の事例となるのか。

伊波 興 博 そうである。
もしかしたら本当に法改正が必要となるかもしれない。

上 江 洲 純 子 この制度も桑江の例が出てきたことによって改正の必要があるということがわかり、面積要件を無くしたりしている。これまでに返還されてきたところでは、改正前でいくと特定跡地給付金に関しては、更にその前に返還されたところで問題が出たので原状回復の期間を考慮して支給されることになっていた。しかし、その改正でも問題があるということで更に改正が加えられているので給付金制度も含めた特措法そのものの改正の提案も必要となってくるかもしれない。

普天間飛行場以外の通常の区画整理で整備できる跡地であればもしかすれば基準日までに事業認可を受けることは可能かもしれない。しかし、普天間飛行場については大規模ということもあり特別に扱っていたので、現状のままでは足りない可能性がある。先ほどの指摘のように基準日前に認可まで受けるというのは相当難しいのではないかと感じる。そういった話にまで発展していく内容ではあると思う。給付金の話は法改正の提案までつながっていくので結構広がると思う。しかし、必要に応じて法改正してきているので、かなり難しいかもしれないが法改正できないわけではない。

事 務 局 この場合は懇話会なのでそこまで話を広げても良いということではどうか。

上 江 洲 純 子 色々な話を行う中で、こうできると良いなという方法にたどり着ければ良いのかもしれない。懇話会は材料を提供する場所なので、法改正の必要があるかもしれないという視点を提供するという意味では良いと思う。

事 務 局	枠ははめずに整理をしていきたいと思う。
上 江 洲 純 子	今まで段階的な開発手法ばかりが頭にあったが、一気に開発するのであれば施行区分型の開発手法もあるということを知ったことで、これをヒントにまた違う発想が生まれるかもしれないと思った。
事 務 局	本日の資料については荒削りなもので申し訳ありませんでした。
事 務 局	それでは、続いて閉会に移らせて頂く。 今年度は5回懇話会の開催を予定している。最後の第5回懇話会については3月24日（火）の17：30から農協会館の2階での開催を予定している。後日開催の案内を出させて頂く。 それではこれで第4回懇話会を閉会させて頂く。 ありがとうございました。

(6) 第5回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時：平成27年3月24日(火) 17:30~19:30

会 場：宜野湾市農協会館2階 でいご

出席者：石原 昌家 沖縄国際大学 名誉教授【会長】
(敬称略) 上江洲 純子 沖縄国際大学 准教授【副会長】
又吉 信一 宜野湾市軍用地等地主会 会長
佐喜眞 祐輝 宜野湾市軍用地等地主会 副会長
又吉 真由美 宜野湾市軍用地等地主会 事務局長
呉屋 力 普天間飛行場の跡地を考える若手の会 副会長
佐喜眞 淳 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
宮城 武 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
呉屋 勝広 ねたてのまちベースミーティング 会長
伊波 興博 宜野湾市基地政策部まち未来課 次長兼課長

《事務局》

仲村 等 宜野湾市基地政策部まち未来課 係長
内野 陽二郎 宜野湾市基地政策部まち未来課
安藤、石井、押田、嶋岡、平井(昭和株式会社)

式次第：1. 開会
2. 普天間飛行場跡地利用に関する地権者意向確認調査の実施について
3. その他
4. 閉会

配布資料：第5回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 次第

資料①：地権者意向確認調査実施の流れ(案)

資料②：みんなで創ろう夢のあるまち 普天間飛行場跡地利用に関する地権者意向確認調査(案)

参考資料①：第4回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会 議事録

参考資料②：普天間飛行場跡地利用に関するアンケート調査票(平成15年6月実施)

参考資料③：みんなで創ろう夢のあるまち 普天間飛行場 地権者意向確認調査(平成24年2月実施)

2) 議事要旨

- 事務局 皆さん、こんばんは。これより第5回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会を開催させていただく。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。それでは早速、普天間飛行場跡地利用に関する地権者意向確認調査の実施についての検討に移らせていただく。
- 石原昌家 それでは、初めに事務局より資料説明をお願いします。
- 事務局 …資料①、②の説明…
- 宮城武 過年度実施したアンケート調査で実施期間と実際の締切日が異なっているが、理由としては回収率が低かったため、期間を延長したということによろしいか。また、アンケート調査の回収率を上げるためには調査票を送付する封筒に赤字で「あなたのご意見が重要」ということがわかるよう工夫してはどうか。
- 石原昌家 封筒を見て重要な資料が入っているということがわかるようにするのも大事だと思う。
- 呉屋力 アンケート調査を行う上で地権者の基礎情報は必要か。無記名でも良いのではないか。また、先進事例としてアワセゴルフ場地区と那覇新都心地区の事例が掲載されている。アワセゴルフ場地区では共同利用街区に土地を提供している地権者の数等が記載されているが、那覇新都心地区ではその情報はわからないか。アワセゴルフ場地区に関しては、共同利用に向けた取り組みを開始した時期を掲載したり、地権者の土地活用方法の表の「賃貸（イオンモールへ賃貸）」の部分をもっと目立たせた方が良いと思う。
- 石原昌家 事務局の方で今回答できる質問については回答をお願いしたい。
- 事務局 地権者の基礎情報に関しては、地主会の意見も伺った上で検討を行いたいと考えている。また、アワセゴルフ場地区の表現方法については工夫を行うとともに那覇新都心地区の情報に関しては引き続き調査し、情報収集を行いたいと考えている。
- 又吉信一 過年度実施したアンケート調査では、地権者の財産に関係することであるため、コンサルが調査を行うことに対する反発が強かった。当初の回収率は30～40%であったが、代議員に協力依頼を行いノルマを課して調査票を回収した経緯がある。当時は返還まで7～8年と言われていた時期であったため、多くの地権者の協力も得られやすかった。氏名等の情報に関しては本当に必要な情報なのかを十分に検討する必要がある。地権者の本音というのは跡地利用を行うことで実際に得られる金額が見えないとなかなか出てこないと思う。

事務局	平成 15 年度に実施したアンケートでは氏名や住所まで、平成 24 年度に実施したアンケートでは氏名までを聞いている。これらの基礎情報は未回収者への対応を行うためにほしい情報である。対象者全員に送られる督促状ではあまり効果がなかった経緯がある。
佐喜眞祐輝	基礎情報の中でも総収入に対する軍用地料の割合を聞く設問は特に抵抗があると思う。また、タイトルの意向確認調査という表現も気になる。地権者の意向は確認されるものではないと思う。
石原昌家	少し答えにくい設問もなぜこの設問が必要なのかを示せば協力してもらえないのではないか。
呉屋力	設問の目的があれば協力してもらえんと思うが、調査票の冒頭にこのような基礎情報の設問があるとそれだけで拒否されてしまうと思う。基礎情報に関する設問は一番最後にもってきてはどうか。また、基礎情報の中でも回答が必須のもの任意のものに分けるのはどうか。
又吉信一	アンケート調査はとても大事な基礎情報となるため、根気よく行う必要がある。
石原昌家	普通のアンケートとは違う重要なものだとわかるように工夫する必要がある。
事務局	過去のアンケート調査では軍用地料まで聞いていた。今回総収入に対する軍用地料の割合を聞いた設問を入れた目的としては、総収入の全てを軍用地料に頼っている人の場合、今後も地代に変わる収入が必要であることからそういった人は土地を売ることはないだろうということを読み取るためである。
石原昌家	他人の懐に手を入れるような設問なので目的をしっかりと伝える必要がある。
上江洲純子	調査票の表紙にアンケートの目的等を明確に示す必要がある。また、属性に関する設問は必須事項と任意事項に分け、最後に持ってきた方が良いと思う。さらに今のものは基本的な説明の部分、事例の説明部分、アンケート部分の表現等が統一されていないため、共通性を持たせないと理解してもらえないと思う。
事務局	2～4 頁が説明、5～8 頁が事例の紹介を行う構成となっている。例えば 2～4 頁の説明を省いても問題はないか。
石原昌家	2～4 頁の説明も地権者にとっては重要な情報であるため、あった方が良いと思う。
宮城武	調査票と説明資料を分けて送付するのはどうか。その方が後で自分がどのように回答したかを振り返ることができて良いのではないか。
事務局	西普天間では調査票と説明資料を分けた形でアンケート調査を行ったが回収率が悪かった。

事務局	事務局でもその形は検討したが、普天間でも過年度に調査票と説明資料を分けて実施したアンケート調査の回収率が悪く、レイアウト上の問題もあり、このような形にした経緯がある。
石原昌家	調査を実施する前に予備調査的に何十件か実施してみることも必要ではないか。その結果を踏まえて内容を確定してはどうか。
又吉信一	アンケート調査を送っても地権者の6割は意味がわからないと思う。丁寧に内容を説明しなければ難しいと思う。
呉屋力	アンケート調査では共同利用の内容を地権者が理解したかどうかを把握できれば良いのではないか。また、調査実施期間も説明会を開催するとの説明があったが、説明会会場ではこの内容全ては書ききれないため、説明会会場用の調査票も必要ではないか。
事務局	アンケート調査の実施時期が平成27年度以降になる可能性も出てきているため、若手の会で行っている字別出前意見交換会と併せて2~8頁に記載しているような内容の周知を行っていくのはどうか。
呉屋力	字別出前意見交換会は若手の会の自主会として開催しており、我々ができる範囲での活動となっている。そのため、行政側の取り組みと比べるとスピード感が異なる。すぐに何か結果を求めるのは難しい。
宮城武	アワセゴルフ場の事例は身近なものなので、その事例があることで理解も早まるのではないか。
伊波興博	地権者の属性についてはアンケート調査の目的に合わせて選択すべき。また、回答部分が離れているのでそれはまとめた方が良いと思う。さらに基礎情報として聞いている所有面積については設問の流れを考慮し、9頁で聞くべきだと思う。
石原昌家	事務局長の考えはどうか。
又吉真由美	地権者の財産に関わることであるため、文書を出す際等はいつもしかれる。文章を考えるのは頭が痛い部分がある。しかし、何をしても文句を言う人はどうしてもいるのであまり気にしなくても良いと思う。
宮城武	9頁の設問は複数回答可なのか。
事務局	複数回答可である。現状では複数回答可なのかが目立たないため修正を行いたいと思う。
上江洲純子	平成27年に調査を実施しないのであれば共同利用に関する説明に時間をかけた方が良いのではないか。

事務局	必ずしも平成 27 年度に実施しなくても良いという状況である。
又 吉 信 一	平成 22～23 年ごろにはワークショップ形式で勉強会を行い、その後アンケート調査も行った。今回もそういった方法はどうか。
呉 屋 力	若手の会でも定例会で簡単なアンケート調査を始めた。限られた時間の中でなかなか参加者全員が発言することは難しいため、この取り組みを始めた。簡単なアンケートであれば回答もしやすいと思う。
佐 喜 眞 淳	平成 24 年度の調査票の表紙にあるように、地権者の利益のためにアンケート調査を実施することをアピールすべき。
石 原 昌 家	ありがとうございました。これで本日の検討事項を終わりたいと思う。それでは進行は事務局に戻したいと思う。
事務局	ありがとうございました。最後に次年度の懇話会開催について宜野湾市よりご説明させていただく。
事務局	皆様お疲れ様でした。準備会から始まった懇話会も今年度は本日で最後となる。懇話会に関しては継続して開催していきたいと考えている。次年度は 4 月より懇話会をスタートさせることが難しいため、コンサルが決まり次第再開させたいと考えている。宜しくお願いします。
事務局	それではこれで第 5 回普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会を終了させていただく。ありがとうございました。

平成 26 年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務

資料編

資料編

資料1. 「普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会」設置要綱

(設置)

第1条 普天間飛行場跡地利用に係る地権者等関係者の合意形成活動を確実に実施するために、地権者等関係者のそれぞれの活動内容及び方向性について十分な協議調整を図ることに資するために、普天間飛行場跡地まちづくり合意形成懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会での協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 合意形成活動推進上の問題課題の整理に関すること。
- (2) 合意形成活動の仕組みと組織づくりに関すること。
- (3) まちづくり手法の研究に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宜野湾市軍用地等地主会
- (3) 普天間飛行場の跡地を考える若手の会
- (4) ねたてのまちベースミーティング
- (5) 市の職員
- (6) 専門員(まちづくり実務者)

(任期)

第4条 会員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員)

第5条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は、会員の互選により定める。
- 3 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、懇話会の会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて召集する。

- 2 団体会員の会議への出席者数は、議題に応じ必要人数とする。
- 3 会長が必要であると認めるときは、会員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は、宜野湾市基地政策部まち未来課に置き、その事務を処理する。

(補則)

第8条 前条までに規定するものの他、懇話会の運営に関して必要な事項は懇話会で決定する。

附則

この会則は平成27年1月27日から施行する。